

平成19年第4回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成19年12月11日 午前10時08分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	小林修一
下水道課長	高橋洋造
会計課長(会計管理者)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第1号

平成19年12月11日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第64号 城里町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第65号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第66号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 工事変更請負契約の締結について

- 日程第 8 議案第69号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第70号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第71号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第72号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第73号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第74号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第75号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第76号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第77号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第78号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 陳情第7号 「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情
- 日程第19 陳情第8号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書
- 日程第20 陳情第9号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書
- 日程第21 陳情第10号 ドクターヘリへの財政支援と救急医療体制の整備を求める陳情書
- 日程第22 陳情第11号 「平成20年度以降も B S E 全頭検査を継続することを求める」陳情書
- 日程第23 陳情第12号 日豪 E P A / F T A 交渉に対する陳情書
- 日程第24 報告第20号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第25 報告第21号 総務常任委員会視察研修報告書
- 日程第26 報告第22号 教育民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第27 報告第23号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第28 報告第24号 城里町長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第29 報告第25号 城里町就業規則の一部を改正する規則
- 日程第30 報告第26号 城里町財務規則の一部を改正する規則
- 日程第31 報告第27号 城里町政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

日程第32 報告第28号 城里町建設工事等電子入札試行要綱の制定

日程第33 報告第29号 例月出納検査報告（9月、10月、11月）

1. 本日の会議に付した事件

議案第64号

議案第65号

議案第66号

議案第67号

議案第68号

議案第69号

議案第70号

議案第71号

議案第72号

議案第73号

議案第74号

議案第75号

議案第76号

議案第77号

議案第78号

陳情第7号

陳情第8号

陳情第9号

陳情第10号

陳情第11号

陳情第12号

一般質問

午前10時08分開会

町民憲章唱和

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（小林 宏君） ご着席をお願いします。
ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 平成19年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び平成19年度補正予算などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数についてご報告をいたします。
ただいまの出席議員数は17名です。遅刻、13番小松崎三夫君。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、9月、10月、11月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、9月でございます。

2日、日曜日、第2回城里町商工人ソフトボール大会が常北運動公園野球場で開催され

ました。議長が出席でございます。

3日、月曜日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び各常任委員長出席でございます。

5日、水曜日、第1回城里町観光協会理事会が第2庁舎1階会議室で開催されました。議長出席でございます。

同日、城里町水道事業運営審議会がコミュニティセンター城里で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長が出席してございます。

15日、土曜日、第14回常北地方中学新人サッカー大会が上古内多目的運動広場ほかで開催されました。議長及び教育民生常任委員長が出席してございます。

25日、火曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村、南條議員出席でございます。

27日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

同日、27日から28日にかけて、町村議会議長会行政視察が山形県山形市で開催されました。議長が出席をしてございます。

次に、10月でございます。

6日、土曜日、第58回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会が茨城県立消防学校で開催されました。正副議長及び総務常任委員が出席をしてございます。

15日、月曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

同日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村議員出席でございます。

25日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村、南條議員出席でございます。

同日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び定例会が笠間市役所で開催されました。飯村、阿久津則男議員出席でございます。

26日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催されました。南條議員出席でございます。

同日、水戸地方農業共済事務組合全員協議会及び定例会が茨城町の本所で開催されました。松崎、杉山議員出席でございます。

さらに、同日でございます。水戸地方農業共済事務組合の出納検査がございました。茨城町本所でございます。松崎議員が出席をしてございます。

次に、11月でございます。

1日、木曜日、阿見町議会政治倫理条例特別委員会一行が来町し、議長が出席をしてございます。

10日、土曜日、ねんりんピック茨城2007総合開会式が笠松運動公園陸上競技場で開催されました。議長出席でございます。

13日、火曜日、常北高校の将来を考える協議会が常北高校の会議室で開催されました。副議長及び教育民生常任委員長が出席でございます。

14日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

同日、北関東自動車道笠間西インターチェンジから友部インターチェンジ間開通記念式典が笠間西インターチェンジで開催されております。議長が出席をいたしました。

15日、木曜日でございます。香川県まんのう町議会が来町をしてございます。議長が出席をいたしました。

同日、宮城県大河原町議会総務文教常任委員会が来町し、やはり議長が出席をしてございます。

20日、火曜日、地方自治法施行60周年記念式典が東京国際フォーラムでございました。議長が出席をしてございます。

22日、木曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長及び三村、寺田、南條、小林、関議員が出席でございます。

25日、日曜日、城里町学校再編検討協議会が常北公民館会議室で開催されました。議長が出席をしてございます。

26日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村、南條議員出席でございます。

30日、金曜日、第51回町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催されました。議長が出席をしてございます。

以上、9月、10月、11月の諸般の報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

17番 小 坏 孝 君

1 番 河原井 大 介 君

2 番 関 誠一郎 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催いたしました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る12月4日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案15件、陳情6件、報告10件、合わせて31件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から12月14日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月14日までの4日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月14日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付しました名簿のとおりであります。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は平成19年第4回定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には、年末、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより町政運営等につきましても、ご協力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

今定例議会にご提案申し上げます議案は、条例の一部改正4件、工事変更請負契約2件、補正予算8件、人権擁護委員の推薦について意見を求める件1件の15件であります。慎重

にご審議の上ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

議案第64号 城里町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） これより、日程第3、議案第64号 城里町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成19年第4回定例議会の議案の提案理由について申し上げます。

議案第64号 城里町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年10月1日に施行されたことに伴い、郵便貯金法が廃止及び証券取引法の題名が改正されたことにより、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第65号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第4、議案第65号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第65号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本年8月の人事院勧告に基づき、勧告どおり期末勤勉手当、扶養手当の支給率及び若年層の月例給を引き上げるため、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第66号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第5、議案第66号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第66号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国において健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成20年度から特別徴収の方法により保険税を徴収することができるよう改正されたため、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第67号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第6、議案第67号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第67号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年10月1日に施行されたことにあわせて、国民健康保険特別会計の財産管理については、基金で管理するよう町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第68号 工事変更請負契約の締結について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第7、議案第68号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第68号 工事変更請負契約の締結についてであります。18国補公下第12号・19町単第12-1号污水管渠埋設工事の契約金額に変更が生じたことに伴い、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第69号 工事変更請負契約の締結について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第 8、議案第 69号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 69号 工事変更請負契約の締結についてであります。19 国補公下第 1 号・町単第 1 - 1 号污水管渠埋設工事の契約金額に変更が生じたことに伴い、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 7 0 号 平成 1 9 年度城里町一般会計補正予算（第 3 号）について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第 9、議案第 70号 平成 19 年度城里町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 70号 平成 19 年度城里町一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 919 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 2,930 万円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、分担金及び負担金、諸収入及び町債を追加し、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出では、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を追加し、民生費を減額するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 7 1 号 平成 1 9 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第 10、議案第 71号 平成 19 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 71号 平成 19 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,244万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,003万4,000円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金、共同事業交付金及び繰入金を追加し、国民健康保険税を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、老人保健拠出金及び諸支出金を追加し、介護納付金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,899万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,447万2,000円とするものです。

歳入では、診療収入、繰入金及び町債を減額するものであります。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第72号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算(第3号)について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第11、議案第72号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第72号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ840万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,437万8,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳出では、医療諸費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第73号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第12、議案第73号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第73号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2

号) についてであります。保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ751万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,391万2,000円とするものです。

歳入では、保険料を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加し、地域支援事業費を減額するものであります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第74号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第13、議案第74号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第74号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,604万6,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第75号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第14、議案第75号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第75号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、農業集落排水事業費科目内の予算額を変更するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第76号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第15、議案第76号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第76号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,875万6,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、総務費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第77号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第16、議案第77号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第77号 平成19年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。収益的収入では、給水収益を減額し、収入総額を6億880万7,000円とするものです。

収益的支出では、総係費を減額し、支出総額を6億880万7,000円とするものであります。

資本的収入では、企業債、国・県補助金、出資金を追加し、収入総額を5億6,618万9,000円とするものです。

資本的支出では、水道建設事業費を追加し、また、配水管布設費を減額し、支出総額を7億4,490万円とするものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差しかえ

議長(小林 宏君) ここでお諮りいたします。

ただいま町長より日程第17、議案第78号について議案書を差しかえたいとの申し出があ

りました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第78号 人権擁護委員の推薦について

議長（小林 宏君） 続いて、日程第17、議案第78号 人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第78号 人権擁護委員の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております杉山宗市さん、磯部長司さん、飯田紀代子さんがそれぞれ任期満了になります。3名とも自由人権思想の啓発など積極的に職務に精励されており、人権擁護委員として最適任者と考えますので、再度推薦するものであります。お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程変更

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第78号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号を先議することに決定しました。

採 決

議長（小林 宏君） これより議案第78号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

陳情第 7号 「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情

陳情第 8号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書

陳情第 9号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書

陳情第10号 ドクターヘリへの財政支援と救急医療体制の整備を求める陳情書

陳情第11号 「平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」陳情書

陳情第12号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第18、陳情第7号 「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情ないし日程第23、陳情第12号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書の以上6件の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第7号ないし陳情第12号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情6件の取り扱いについては、慎重に審査をすべきと考えます。よって、陳情第7号 「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情書及び陳情第8号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書については教育民生常任委員会へ、陳情第9号 地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情書及び陳情第10号 ドクターヘリへの財政支援と救急医療体制の整備を求める陳情書については総務常任委員会へ、陳情第11号 「平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」陳情書及び陳情第12号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情書については産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここで、お諮りいたします。

陳情6件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言どおり、陳情第7号及び陳情第8号については教育民生常任委員会へ、陳情第9号及び陳情第10号については総務常任委員会へ、陳情第11号及び陳情第12号については産業建設常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情6件については、所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、8番南條 治君の発言を許可いたします。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

8番（南條 治君） 8番南條 治であります。

それでは、平成19年度12月定例会におきまして、通告によるところの一般質問を行います。

常北中学校校舎についてであります。

（1）耐震度調査の結果状況はどのようであったのか。

昨年、耐震設計の偽装問題が毎日のように報道されておりました。また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災には、テレビ放映を見て、ただ驚くばかりでありました。このときの災害をもとに、多くの自治体が地域防災計画を策定したそうであります。

常北中学校の校舎は耐用年数が経過しているということであります。経過しているといっても、即危険かという決してそうではありませんけれども、町内の3中学校のうち、七会中については平成9年8月、桂中については最も新しく、平成17年1月に既に建てかえが済んでおります。

なお、平成19年度の施政方針で、教育関連施設についてという中で、常北中学校の耐力度調査を実施することで、予算1,155万円を計上したわけであります。耐震・耐力度調査とも類似したところが多くありますので、あわせてお伺いをいたします。

次に、（2）番として、校舎建設の考えと進め方についてお伺いをいたします。

金長町長、三村教育長お二方とも桂中学校を建設しましたので、そのときの建設の進め方などを参考に、早い段階で建設委員会等を立ち上げていただき、447名の安心・安全のためにも、また完成時期などについて、大枠で結構でございますが、いつのころを予定しているのかお伺いをいたします。

3番としまして、国・県の補助率はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、2番の広域農道についてお伺いをいたします。

計画当初は広域農道と言っておりましたが、現在は阿波山徳蔵線バイパス工事と言うそうです。名前が変わるほど時は過ぎてあるようであります。町の工事としては、山崎の取り付け道路より東川まで、橋から先の工事については国・県の事業であり、県の方のお話をお伺いしますと、孫根観世音のところまであと五、六年はかかるということになります。

常陸大宮市、城里町、笠間市、茂木町、そして宇都宮市を結ぶ必要不可欠なアクセス道路であります。地域発展と活力のためにも一日でも早い完成を待つところであります。町の部分に対しての現在の進捗状況を詳細にお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 8番南條議員からのご質問にご答弁を申し上げます。

第1点目は、常北中学校の校舎についてということで、耐震度調査結果の状況はどうなっているのかということですが、耐震度調査につきましては、平成18年度に実施をいたしております。建物としては耐震化すべき順位が上位の方になっておるということですが、今回は、耐震度調査を平成19年7月から10月にかけて実施をいたしました。

現在の中学校を3ブロックに分けて調査をし、評点化をしておりますが、危険校舎というのは5,000点を超えれば危険校舎ということですが、いずれのブロックについても、危険校舎まではいっていないというふうな評点が出ております。

それらに基づきまして、それでは、校舎建築の考え方についてはどういうふうな進め方をするのかということですが、それらの調査も完了をいたしましたので、平成20年度には中学校の建設検討委員会 仮称であります、そういうものを立ち上げて、それぞれの意見、それぞれの分野の方々の意見等も取りまとめまして、基本構想、そういうものをつくり上げていく、そういうふうにご考えております。

また、平成21年度には実施設計等をして発注する準備をするということで、おおむね平成22年、23年を目途に建てかえをしてまいりたいということになります。

財政的な問題、そういうものもありますので、そういうことも十分勘案しながら、町の財政等、それから、基金、国・県補助の問題、そういうものをあわせて、そういうスケジュールで進めたいと現在のところ考えておるわけになります。

また、国・県補助の問題ですが、国については、既存の面積のある部分については2分の1補助、ふえる部分については3分の1補助ということですが、県の補助はございません。

次に、広域農道ですが、いわゆる一般県道阿波山徳蔵線のバイパスと広域農道を

ドッキングさせていくと、そういう道路であります。これはきせるのような道路で、途中が農林水産省関係、途中が県道、また先へ行って県道とか農道とか、そういうつなぎの道路になっておりますが、現在、いわゆる県道部分が整備をされていないということでありますが、阿波山徳蔵線のバイパスについては全体延長2,633メートルありますが、1工区としては、いわゆる高根と孫根の間の平沢橋から矢の目沢観音の入り口まで740メートルが開通をしております。

次に、2工区の矢の目沢の牧場から町道の連結地点までについては、現在工事に取りかかるべく準備をしておるといふふうに聞いております。

次に、町が区間をつなぐ三ツ埜線の道路については、現在用地買収、補償契約等を進めておりまして、それらが済めば工事に入ることになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔「訂正」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） ただいまの答弁の中で、耐力度調査の件についてご訂正を申し上げたいと思います。

危険校舎につきましては、5,000点を下回った場合には危険校舎に該当するということですので、現在の調査によっては下回っておるといふことですので、ご訂正を申し上げたいと思います。

〔「危険校舎はないとさっき言ったんだから、今度は下回っているから危険だという答弁になるでしょう。まるでさっきと逆なんだ。そこらはっきりして」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） まことに申しわけありません。さっきと逆であります。

調査の結果は5,000点を下回っておるといふことですので、危険校舎に該当するとそういうことです。

議長（小林 宏君） 8番南條 治君。

8番（南條 修君） 校舎建設に当たりまして、エコスクールの認定を受ける考えがあるのかどうか、その辺をお伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 南條議員さんにご答弁申し上げたいと思います。

ただいまのエコ関係でございますけれども、先ほど町長からもございましたとおり、今後、基本設計、あるいは実施設計というものに入っていくわけでございますけれども、検討委員会の中で十分検討をされていくものと考えております。今後十分検討してまいりた

いと思います。

議長（小林 宏君） 8 番南條 治君。

8 番（南條 治君） それでは、もう 1 点、再質問をいたします。

阿波山徳蔵線バイパスの件でありますけれども、現在、うぐいすの里近くの工事が、県の水戸土木事務所の発注で、工期が平成20年3月15日までということで進んでおります。橋については県の方ということでありますけれども、その結びといいいますか、協議の中で、いつのころにジョイントできるのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 都市建設課長小林修一君。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） ただいま 8 番南條議員さんの再質問でございます。

言われているのは、恐らく今、県で進めておりますうぐいすの里の南側の道路と、さらに、三ツ埞線で進めておりますところのジョイントの関係かと思えます。これにつきましては、先ほど町長の方の答弁でございましたように、まず、うぐいすの里から県道錫高野石塚線ですか、そのぶつかり点までが現在進めておりまして、3工区ということで進めてございます。

これにつきましては、今年、うぐいすの里の南側ののり面工をこれから発注するそうでございます。あと三ツ埞線の方につきましては、現在用地買収及び補償契約を進めておりまして、本年度中にほぼ契約関係が完了する見込みで、今進めてございます。順調に進みますと、三ツ埞線の方が来年度より工事に入っていけるのかなと思われま。

したがいまして、県の方の3工区の方が、工事の方が若干おくれておりまして、ジョイントが何年度というのは申すことはできないんですが、あと数年かかるのではないかと思います。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 南條 治君。

8 番（南條 治君） 常北中学校については速やかな着工を、阿波山徳蔵線バイパスについては早い利用ができますよう期待いたしまして、質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、8 番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第 2 号、3 番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3 番阿久津則男君。

〔3 番阿久津則男君登壇〕

3 番（阿久津則男君） 3 番阿久津則男でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、塩子埞団地の町営住宅未完成について質問いたします。

この埞団地は、旧七会村の人口減を防ぐため、そして、少子化対策のため、平成14年に10戸、平成16年度に10戸と合わせて20戸でき上がりました。その後、平成17年2月に3町

村合併となり、事業が中断しているわけではありますが、私は、ちょうど2年前のこの12月定例会で、一般質問をいたしました。内容は、平成18年度に埴団地住宅の第3次計画があるのかということをお伺いしたわけでございます。そのときの金長町長の答弁ですと、需要状況を見きわめて計画を進めると。そして、何年か後には完成させていく年次計画であると答弁しております。しかし、いまだ進展がないので、改めてお伺いするものでございます。この埴団地町営完成はいつになるのかをお伺いいたします。

次に、A E D（自動体外式除細動器）についてであります。万が一のとき、救命率向上に役立つA E Dの器具、城里町では、野球、サッカー、陸上などたくさんのスポーツに力を入れており、万が一のときには人間の命が助かるということで、真剣に考えなければなりません。

そこで、（1）導入の状況は県レベルに達しているのかをお伺いいたします。

これは町内何カ所設置したのか、また、他町村と比べてどういう状況をお伺いいたします。

（2）設置場所はどのような方法で知らせているのか。

私はちょっとまだ見ておりませんが、広報紙などで知らせをしたのかどうかをお伺いいたします。

（3）救急救命の講習会の開催はどのような状況か。

これは8月にコミセンで450名くらいの人を集め、講習会をやったというのは新聞で見えておりました。また、11月の産業祭でも、グラウンドで、実際、実施をしているのを見ましたけれども、これらの講習会などを何回くらい行って、何名くらい受講しているのかをお伺いいたします。

次に、各種滞納についてであります。

9月の決算定例会では、監査委員から結論として「滞納整理については税務課内に収納対策室を設置するなど、滞納整理に対する環境は整っている、町民の納税等に対する義務及び公平性の確保の観点からも滞納者に対しては法的措置を執行するなど、実効が上がる対策をとるよう要望する」と意見が述べられております。ちなみに、平成17年度の滞納金は4億5,800万円、そして、欠損処理した額が1,069万円であります。そして、平成18年度の滞納額は4億1,500万円、そして、欠損処理が2,157万円でありました。これらを省みて、（1）平成19年度各種滞納は前年度比較してどのような状況をお伺いいたします。

（2）各種の滞納者に対し、どう対処しているのかをお伺いいたします。

（3）新規の滞納者を発生させない対策は考えているのかということをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにします。よろしくお願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 阿久津則男議員からの一般質問であります。第1番目は、塩子塙団地の町営住宅の未完成について、どういうふうに、いつごろ完成するように進めていくのかということですが、平成10年度に旧七会村で作成をいたしましたマスタープランによって、隔年ごとに建設をして15棟を建設する計画があったわけでありまして、平成16年度までに10棟が完成をいたしております。残る5棟、いわゆる1棟2戸ですから10戸分については、平成18年度に建設する計画にありましたが、町村合併と、またそういうことがありまして、町全体でどういう公営住宅を整えていくかと、そういうこともありまして、全体の中で平成20年度に建設をするという予定でありましたが、現在の財政状況、需給関係、そういうものを見て、現在、判断に苦慮をしております。

ちなみに、県内の公営住宅の保有率といいますが、そういうのを見ますと、44市町村、水戸市とか、日立市とか、土浦市、それも入れて総体的に見ますと、城里町は420戸の公営住宅を保持をいたしております。少ないところはゼロというのが6市町村、公営住宅を全然持っていないという市町村もあります。そういう中で、その位置づけを見ますと、人口に対する住宅の割合、1.85%というのが町の数字であります。全体では1位が日立市、それから、2番が高萩市、3番が城里町と、計数的にはそういうことが出てくるわけです。そういうこともかんがみながら、町全体の住宅の需要、また、現在の塙団地の生かし方、そういうものを考えながら方向性を定めていきたいと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、A E D（自動体外式除細動器）の導入状況、県レベルに達しているのかどうかということですが、これにつきましては、町で15台設置をいたしております。

最高は取手市の65台というのが突出しておりますが、水戸市で32台、茨城町3台、大洗町3台、大子町10台、東海村24台、美浦村11台、阿見町13台、河内町1台、八千代町4台、五霞町4台、利根町が14台と、そういうふうな数の設置の状況であります。県全体としては、レベルといいますが、台数からすればそう劣っていないと、そういうふうに私は思っております。

次に、設置場所はどのようなふうになっているのかということですが、設置場所については、児童・生徒の健康、また、そういうものを重視しながら、小・中学校、教育施設、そういうものについて設置をいたしております。

利用者がほぼ限定されておる学校等については、職員室のわきとか、廊下とか、そういうところに置いておるわけですが、それ以外にも常北の保健福祉センターの設置もしております。

設置場所についての広報が若干足りないということですが、私もそう思っております。広報紙等で、設置がどこにあるかということも、今後は知らせながらやっていきたいと思っております。

次に、救急救命の講習会の開催はどのような状況かということですが、平成18年

8月に開始をしております、8月2日にコミセンで50人、18日、福祉センターで職員とか、学校の職員、そういうものが14名、23日に町の職員、教職員等の講習、それから、8月29日に保健センターでの講習、12月26日に保健センターでの小・中学校の職員を対象にした講習、そういうものを実施をいたしております。

また、平成19年7月、岩船小学校の保護者を対象に40名、19日に保健センターで45名、それから、12月7日に保健センターでの講習と、そういうところで、いろいろな機会をとらえながら講習をしておるところであります。そういう状況であります。

次に、各種の滞納についてであります。

平成19年度の各種滞納は前年と比較してどのような状況にあるのかということですが、税、また料金、そういうものが各種ありますが、まず、町税につきましては、平成18年度の現時点に比べて平成19年度は、徴収率が1%ほど落ち込んでおります。

それから、国民健康保険税につきましては、平成18年度に比べましてやはり平成19年度は1%弱少ないと、そういうことの傾向にあります。これまでの滞納額につきましては、平成18年度末の数字につきましては、先ほど阿久津議員が申しあげましたように、町税については1億6,500万6,776円というふうになっております。国民健康保険税については、平成18年度までで1億9,651万円が滞納額になっておるわけであります。

次に、介護保険料につきましては、平成18年度と比べて平成19年度は、徴収率がやはり下がっております。それですから、町税、国民健康保険税、介護保険料、これらについては、それぞれ徴収率が落ちておるとというのが現状であります。

次に、保育料につきましては、滞納額が1,668万8,430円と、そういう数字になっております。保育料については、平成18年度末から見ると94万9,000円ふえておる。ふえておるとことは滞納が多くなっておる。そういうことあります。

次に、公営住宅の使用料であります、これにつきましても、263万7,900円昨年度同期から見るとふえておる。徴収率が悪くなっておると、そういうふうであります。

次に、公共下水道であります、これにつきましても、平成17年度と平成18年度の対比からいくと、平成18年度がふえておる、滞納額が多くなっておるということあります。今年度の9月末につきましては、対比すべき時点がちょっとつかまえないんですが、昨年度の傾向を見ますと、ふえておるということで、いろいろな税、料金、そういうものがふえておるという傾向になっておるわけあります。

また、農業集落排水事業についても、平成17年度と平成18年度を比べますと、平成18年度はふえておるということあります。

次に、簡易水道事業、やはりこれも平成17年度末と平成18年度末の決算等を見ますと、これもふえておるということあります。

また、水道事業につきましても、平成17年、平成18年の対比からいくと、平成18年がふえておるということで、全体的に平成17年度から平成18年度にかけては滞納額が、使用料、

そういう料金がふえておるということであります。

給食費であります。本年度の8月2日現在で滞納額が127万7,000円となっております。このうち、大体3分の2に当たる85万2,000円が平成18年度分からの持ち越しでありますので、これらについても、若干増加傾向になっておるというふうに見ております。

いずれにいたしましても、滞納額は全体としてパーセントが上がっておると、そういうふうに見ておるわけであります。

各種の滞納者についてどう対処しておるのかということでありますが、これにつきましては、それぞれの担当課がありますが、収納室が中心になって各連絡会議、そういうものをもって対応をしております。

また、新規の滞納者を発生させない対策、それはどういうふうにするのかということでありますが、これもやはり国民健康保険でしたらば、窓口に来て相談を受けてから短期保険証を発行するとか、水道の場合は給水を停止する、そういうことも実施をしております。そういう総体の中で、滞納が生じないように早く手を打っていかねばならないと、そういうふう考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） まず、埜団地についてであります。確かに、町長は前から申しておりますように、この城里町には町営住宅が多いと。現在448戸、そのうち空きが82戸あるそうです。そして、現在366戸を利用しているということでありますが、ただ、ほかの町村は町村で、城里町は城里町でやっていきたいと思うんですが、この埜団地をつくる時には、当然地権者の協力を得たわけでございますが、一部反対もありました。しかし、30戸をつくるということで、土地を拡張しながら、地権者の協力を得てようやく土地を確保して、私は当時議員ではありませんでしたけれども、当時の七会村の議会で議決した。そして、県あるいは国の補助をいただくということで、当然県議会の議決も得ているわけでございます。それからもう三、四年中断されているということで、会計検査というのも当然あるんだと思いますが、その会計検査がもし入っているとすれば、どういうことを指摘されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、町長は2年前の議会で必ず完成させると答弁しているわけですから、そういったことで、県の方でも当然、補助金返還というようなことになると、また、いろいろ大変だと思うので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

今、都市と地方の格差ということで大きな問題になっておりますが、城里町に言いかえれば、やはり石塚地区は都市だと思えます。当然七会地区、あるいは町長の住んでいる錫高野とか、古内は地方だと思えます。石塚小学校近辺にはスーパーもありますし、民間のアパート、あるいは個人的に土地を求めて家を建てていると。それであの近辺が自然に人口がふえると。それが理想でありまして、ですから、石塚小学校は現在600人の生徒がいます。少子化で五、六年後には減るといっても500人くらいはおりますし、マンモ

ス校だと思えます。その点、七会西小学校は、平成23年度には16名に減ります。しかし、平成25年度、2年後には31名に逆にふえるんです。これはやはり徳蔵団地、わずか8所帯ですけれども、そういった影響が私はあると思えます。その逆といえますか、桂の坏小学校、現在110名の生徒がおりますが、平成25年度には46名になってしまう。50名を切ってしまう。これはやはり舟渡団地の24戸が取り壊されるという影響が、私はあると思うんです。

近い将来、小学校の統合があると思えますが、統合して一時的には生徒の数はふえますけれども、ある程度やはり町営住宅とかで補っておかないと、必ずまたその後で再統合ということになってしまいますので、やはり石塚地区は昭和42年のころから昭和62年まで毎年のようにつくって264戸できていますけれども、これは石塚地区は役目を果たしたのかなと私は思うんです。でもやはり地方を見ていただきたい。田舎を見ていただきたい。これはある程度つくっておかないと、本当に学校を統合しても、また再統合になってしまうので、実際に計画して 私は新しい団地をつくってほしいと言っているわけではないんです。30戸つくるといふ事業の計画途中ですから、最後までやってほしいということをお願いしたいわけです。それをもう一度検討していただきたいと。

次に、A E Dです。

A E Dについては、15カ所ということで、小・中学校関係ですか、これがあるということで、ただ1点、ホホルの湯、これがどうなっているのかお聞きしたいんですが、私、個人的なことですけれども、秋に山形県・月山という山に登ったんですが、1,600メートルまでリフトで登れます。そのリフトでおりましたところに、A E Dが設置してありました。こんな高い山にも設置してあるんだなと思ったんですが、やはり全国的に有名な山ですから、たくさんの方が来るといふことで、当然だと思いました。ただ、城里町でホホルの湯というのは毎日のように営業していますし、かなりの方が年間来ているところで、学校以外でも観光客といえますか、人が集まっているこの施設、これにはやはり設置した方がいいのかなと思っておるんですが、そういった計画があるのかどうか、お伺いいたします。

次に、この設置を知らせる方法ですけれども、当然町の広報でも知らせた方が私はいいいと思うんです。というのは、せっかく設置してあっても、例えば、その小学校の近くで農作業をしていて倒れたというときでも、小学校に設置してあるというのがわかれば、学校に連絡して、命が助かるということもあると思えますので、なるべく早く知らせ方がいいと思います。そして、今の時代ですから、やはりインターネットにもそういった設置の場所は載せておく必要があるのかなと思えますが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

また、講習会の開催につきましては、町長の答弁ですと、かなりやっているなという実感がありました。私もぜひ参加してみたいなと思ったんですが、なかなか参加できなくて、近いうち参加したいと思えます。

それと、この設置した場所、小・中学校でしようけれども、この講習会を町の方で、例えば小学校に1年に1回、あるいは半年に1回、そういった訓練を定期的にやらせるようなことを述べたのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

次に、各種滞納ですけれども、ほとんどがふえているというような状況で、国保税と保険税が1%ということですが、介護の方はパーセンテージが出ませんでしたけれども、もしわかれば教えていただきたいと思います。

この滞納については、できればふえてしまったその理由が知りたかったんですが、ただ、すべてというわけにはいきませんので、特に私が聞きたいのは収納対策室、2名がつかましたけれども、この実績、数字がふえてしまったというんですから、実績がなかったのかどうかわかりませんが、この収納対策室の職員といますか、県といますか、国といますか、納税をさせる交渉術というような研修会など、そういった研修会があるのかどうか、そして、うちの方の職員がそこへ参加しているのかどうか。そして、実際にはマイナスと言われてしまったんですが、効果が出ていないのかもしれないけれども、効果が出ているのかどうか聞きたかったんです。

それで、差し押さえとか、タイヤロックの話もありましたけれども、そういった実施例というのは、城里町になってからやっているのかどうか。また、城里町になって、滞納に関して訴訟問題なんかは起こしたのかどうか、あればお聞きしたいと思います。

それと、滞納に対しては、町でいろいろな補助金とか、助成金を支払っていますよね。例えば出生一時金35万円、あるいは次世代育成資金10万円、あるいは児童手当と、そういったものはもちろん決まりですから、町としては払っていると思いますが、例えば国保税を払っていない家庭には相殺するとか、そういうことをしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、町では人間ドック、あるいは脳ドックなどの補助金を受ける場合には、国保税を完納している人でなければいけないというような決まり、あるいは町の入札に参加する場合、税金を完納している業者でないと入札に参加できないとか、そういった決まりがありますけれども、小学校6年生までの医療が無料ということになっておりますが、その国保税を年間100%完全滞納であるというような家庭、これはあるかどうか私はわかりませんが、そういった家庭がある場合、1期も払っていないと、それでも無料にするのかと。その辺がちょっと疑問があるものですから、そういった有料にするような考えを持っていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、滞納者から少しでもお金を上げるということで、私感じたのは、払う気がない人は本当に払わないので、町で発行している住民票とか、印鑑証明、二、三百円で受けられますけれども、滞納者は、例えば1万円の入金がないと発行しませんよというような毅然とした決まりができないものかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、一番私納得できないのが、水道料金の滞納なんですけど、先ほども町長、申しま

したように、条例で給水をとめることができるとうたっているにもかかわらず、今回の資料では4,000万円を超えていますよね。特にここ二、三年滞納者が多いということで、私は本当にこの城里町は狭いので、役場職員であれば、この家庭は水をとめれば困るという家庭はわかると思うんです。そういう家庭はとめてはまずいと思うんですが、大体車を持って仕事をしている家庭は、私は思い切って水道はとめても、死ぬようなことはないと思うんです。ですから、毅然とした態度といいますか、給水はするということで、城里町になったら厳しいんだということを見せつけてほしいと思います。

それと、住民税が国の方から町に移譲されましたけれども、せっかく税源移譲になっても、滞納がふえてしまっただけでは逆にマイナスになってしまうと思いますので、住民税の滞納がふえているかどうかお伺いしたいと思います。

以上、2回目を終わります。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 3番阿久津則男議員の一般質問にお答えを申し上げます。町営住宅塙団地の建設につきましては、平成13年、産業サイドの中山間地域総合整備事業により、用地整備を実施しております。1万447平米でございます。平成17年11月の会計検査を実施しております。結果でございますが、施設用地2,366平米につきましては、遊休しているとの指導を受けてございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 阿久津議員さんにご答弁を申し上げます。

学校関係のA E Dの講習会でございますけれども、単にA E Dだけの講習会ではなく、心肺蘇生法もあわせたA E Dの講習会ということで、教育委員会としても、今後年1回は開催をしていただきたいということで、小・中学校ともに通知をしてまいりたいと考えております。

〔「議長、2回目の質問は町長が大まかな答弁をしてから課長答弁に入るのが本筋だと思うんですが。町長さんから 。 」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 阿久津則男議員からの第2回目の質問であります。会計検査の件につきましては、ただいま産業振興課長が申し上げたとおりであります。

それと、学校での実習の問題も、教育委員会事務局長の方から申し上げました。

塙団地の問題につきましては、地権者の協力をいただきながら団地を造成してきたと、そういう経過も踏まえながら、また、団地住民が世代交代をしながら続いて住めるような、

例えば双葉台団地のように、次の世代が住まないとか、そういうことにならないような持続可能なサイクルができていけばいいなと、そういうふうに考えておるところであります。

収納対策室の問題、どういう研修があるのかということ、それについては、税務課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

それと、料金滞納とか、給付との関係で差し引きをするとか、そういう問題について、医療費等につきましては保険課長、そういうものについてご答弁申し上げたいと思います。

また、給水停止の実行、手続、そういうものも実際にやっておりますので、そういうことにつきましては、水道課長から申し上げたいと思います。

ホロルの湯のA E Dの設置についても、担当課の方から申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（小林 宏君） 税務課長。

〔「補足だから自席でいい」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 自席で答弁してください。

〔「勝手に課長らは、自分が初めて出るときは出なくてはならないと解釈していると思うんですけども、この間の申し合わせはそうではないでしょう。だから勘違いしています。それから、今、議運委員長言ったけれども、最初に大枠で町長が答弁して、政治的な考え方を示さないで細部に入ったらおかしい。各課長らは政治的な判断はできないもの」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 町長はそのように今後の答弁はしてください。

最初に答弁をして、この問題は各所管に答弁させますという方向でやってください。

町長（金長義郎君） それはやります。

議長（小林 宏君） 今、それを産業振興課と教育委員会の方で答弁をしてしまったから、町長がやらないうちやったのは、2回目はおかしいでしょうという指摘を受けましたから、そのとおりに今度は訂正してください。

根本君。

15番（根本正典君） もう少し答弁書もしっかりつくってもらいたいという感じがするんですけども。大体町長も言い間違った、それは人間ですから言い間違えます。でも、それは答弁書がそういうふうになっているから、言い間違ってしまうのではないのか。だから、そうなってくると、皆さん頭がいいからいいけれども、おれなんかは頭が悪いから、とてもさっきの町長の細かい各種の滞納がどうなったのか、べらべら次に何が出てくるんだかわからないから、とても書き取りなんかとてもできない。

だから、例えば公共料金系統ではこういうふうになっていますとか、それくらいのわけ方をして、大枠で分けて、予算だって款項目節とあるんでしょう。そういうわかりやすいやつをやってもらわないと、手元に図表や文書があってやっているのではないんだから、言葉だけでやりとりしているんだから、それを考えてちゃんとつくってもらわないと、や

はり言い間違いとかなんとかというのは、聞き取り違いとか勘違いにつながります。だから、さっきみたいな話出てきたのかと思うんですけども、ちょっと整理してください。

議長（小林 宏君） わかりました。注意しておきます。

その点、全協のときも申し上げましたけれども、答弁はやはり質問者にわかりやすい答弁をしてくれるよう、再度お願いします。

税務課長。

2回目なので自席で結構です。

税務課長（山口充彦君） ただいまの阿久津議員の質問にご答弁いたします。

町税の収納関係でお答えいたします。

最初に、町民税関係でございますが、町民税につきましては、税法の改正とともに、税源が町村移譲ということで、非常に収納面で心配をしていたわけでございます。11月末日現在においては、平成18年度に比較し大きな差は生じておりません。

収納済額は、個人分で5億4,940万円、徴収率といたしましては66.6%、平成18年度と比較して1%の減となっております。また、法人税につきましては5,868万円と約94%に達しております。また、固定資産税につきましては、納期2期を経過しておりますが、7億4,200万円の収納ということで、率でいいますと71%ということで、平成18年度と比較しても差はございません。軽自動車税においても、平成18年度と差はそれほどございません。今後の努力次第では、平成18年度同様の収納の確保が可能と考えるわけです。

ただ、原油等の急速な値上がりによりまして、どのような影響を及ぼしてくるのか心配な面もございます。また、住民税の税率上昇により、収納率が前年度等では、未納額としては残る金額が大きな額となりますので、慎重な対策を図らなければなりません。

なお、滞納繰越分につきましても、12月6日現在では町民税で624万円の収納、法人税で36万円の収納、固定資産税で839万円の収納、軽自動車税でございますが、これも47万3,000円の収納でございます。

続いて、各種の滞納者にどのような対応をとということで、収納対策室がご指摘されたわけなんですけど、おかげさまで、平成19年度において新しい収納対策ということが設置されました。ことし始まったのが初めてでございますして、なかなか研修等が数多くございまして、実施に移るまでには時間がかかりましたが、やはり専門ということで、30万円以上の高額滞納者を中心に呼び出し、訪問による納税相談を行い、滞納者と直接接して納付指導を実施し、債務の確認分割納付等による円滑な滞納整理を進めてまいりました。

おかげさまで、呼び出しによる納税相談は成果があり、高額滞納者（200万円以上）、100万円ちょっともございましたが、この滞納者が納付指導に応じていただきまして、計画書による高額な分割納付、25万円もおります、15万円もおります。そういう高額な毎月の納付を始めております。相談に応じない滞納者もございまして、法に基づき資産等の調査を行っております。特に預金等の調査に入っております。資産等で徴収可能な滞納者に

つきましては、県租税債権管理機構に移管し、さらには県税事務所と合同による滞納整理をもって対応をしてきました。収納対策室は新設であり、徴収職員の研修等まだまだ多い時間がかかると思いますので、職務専念にはもう少し時間が必要なのかなと考えております。おかげさまで、ある程度のめどはついております。

それと、新しい滞納者を発生させないように、どのように税務としては考えているのかということですが、とにかく督促書、これを数多く出すようにしております。それと文書内容の強化、法的な措置に入りますよというようなちょっときついような文章を入れております。おかげさまで、11月はかなりの収納がございました。

それと、納税相談の強化、先ほど申し上げましたように、呼び出し等の強化をしていきたい。それと、広報紙等の活用により納税義務の周知、徹底を図っていきたい。厳しい文書も若干入ると思うんですが、やはり住民が納税義務の確認ということで、これを広げていきたいと考えております。

それと、県税事務所と合同による滞納者の滞納処分ということも考えております。タイヤロック等、議員さんの方からご指摘ございましたが、やはりこのような小さな地域でやるのも、確かに義務を怠った者に対してやるのは当然でしょうけれども、近隣の町村でもなかなかそれに移らないというのが現状でございます。そういう中で、税務課といたしましては、なるべく県のご協力をいただきまして、県税関係の滞納者、おかげさまで本年度につきましては、6件を町の税務課が立ち会いのもとで実施いたしました。これからも何件がお願いして、その実態を見てもらえれば一番よい方法かなと考えております。確かに税源移譲で税の確保にはもう最大の努力が必要だと思いますので、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（小林 宏君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 阿久津議員さんの質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の前年比較がという質問でございます。

前年度に比較いたしまして、10ポイントほど減になってございます。この理由といたしまして、普通徴収者が減っておりまして、特別徴収者がその分ふえている関係で10ポイントほど減額になっております。ちなみに、普通徴収の調定額が平成18年度2,500万円、平成19年度が1,700万円程度になってございます。

続きまして、給付の制限についてのご質問でございます。

国民健康保険税につきましては、滞納者に対しまして、2カ月間有効の短期保険証の発行、また、各納期ごとに督促状の発行、随時、納税相談等の実施をしております。さらには、病院にかかって高額医療費が発生した場合や葬祭費、出産費等が発生して、町より支払いがある場合につきましては、承諾書を書いていただきまして、国保税の滞納額への充当をお願いしてございます。児童手当、また、次世代育成支援金につきましても、同様に

給付の制限を実施しております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 都市建設課長小林修一君。

都市建設課長（小林修一君） 3番阿久津則男議員さんの質問にご答弁したいと思います。

先ほどのまず1点目の塩子塙団地の関係でございますけれども、町長の答弁でございましたように、本年、城里町の住宅政策の方向性を示すために、住宅のマスタープランを現在作成しているところでございます。それができ次第、皆様方にご報告したいと思います。

それと、七会地内の方の団地のご報告をしたいと思います。現在、塩子塙団地は1戸あいてございます。私どもの方独自で入りたい方を探しまして、入りたい方がおおむね所得も基準に達しておりますので、来年1月か2月の選考委員会にかけたいと思います。

ただ、その後2人ほど申し出がございまして、来年3月いっぱいぐらいに出たいというふうな話がございます。ことしの夏ころに申請があったんですけれども、申し込みがあった人で所得が達していなかった人があります。その方につきましては、平成19年度の所得が本人から連絡がありまして、基準に達しそうだというふうな話なものですから、それらにつきましては、やはり来年度になりまして、4月、5月の選考委員会にかけていきたいと思っております。したがって、塩子塙団地については、来年度については、現状で考えられるのは1戸空きというふうな状況でございます。

小勝中郷団地については、現在1戸あいてございます。ただ、待っている方が1人ございますので、来年1月、2月の選考委員会にかけたいと思っております。徳蔵団地は、現在全員入っておるんですけれども、12月いっぱい1戸退去するというふうな内容でございます。

続きまして、滞納者の町税の各種使用料につきまして、どう対処しているのかというふうな内容でございますけれども、関係各課との連携をこれから図っていかなくてはと考えてございます。公営住宅の滞納者につきましては、入居者本人のみならず、連帯保証人へ滞納家賃の請求をして対応しております。今後につきましては、長期滞納者に対して退去を視野に入れた対応をしていくことが必要であるかと考えられます。

ただ、県内の市町村にいろいろ聞いてみますと、強制退去の実施にはいろいろ苦慮している状況でありますので、県等の指導を仰ぎながら対応してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の滞納者を発生させない対策でございます。

これにつきましては、新規の入所者に対しまして、入居時までの手続の中で十分にコミュニケーションを図り、入居時には連帯保証人も同席させまして、連帯保証人に家賃納付の責任を明確に認識させてございます。また、新たに滞納者が確認できた時点で、個別対応を実施して、状況把握を現在行ってございます。滞納対策におきましては、新規の滞納者をつくらないということが一番重要であると考えております。新規滞納者対策を重点的

に現在実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 下水道課長高橋洋造君。

下水道課長（高橋洋造君） 下水道課につきましては、下水道使用料、また、農業集落排水使用料を徴収しているところでございますが、年々加入戸数につきましては、増加をみております。当然、使用料も調定額の方も上がってきております。そういった中で、現在、公共農集とも、収納率につきましては97%から98%を推移しているところでございます。現在、過年度分の滞納につきましては、平成19年度につきましては、職員が個別訪問等によりまして徴収を行っているところでございます。今年度過年度分につきましては、78万円ほど収入増となってきたところでございます。

それから、どういうふうな対処をしているかというふうなことで、対応につきましては、担当者がみずから毎月約束している方もございます。そのほか団地等につきましては、個別訪問を行って徴収しております。

それから、新規滞納者の発生させない対策でございますが、加入申請時につきましては、パンフレット等をつくりまして、下水道状況につきまして説明をして、なるべく完全に使用料につきましては納めてくれるような状況を説明しながら、こういうことでこういうふうにかかりますよというようなことで、申請時について来た方については、そのときにご理解をいただいているところでございます。

下水道課につきましては、そういうことで滞納整理を行っているところでございます。

以上です。

議長（小林 宏君） 水道課長松崎 榮君。

水道課長（松崎 榮君） それでは、3番阿久津則男議員さんのご質問に答えたいと思います。

水道の給水停止でございますけれども、まず、水道料金の場合、督促状、催告書を出しまして、それでも対応がない場合ですけれども、給水停止の予告を出します。大体給水停止の予告を出した場合で、ある程度水道課の方へ来るんですけれども、そのときに、毎月幾ら入れてくれるとか、確約書等もっております。それでも来ない場合ですけれども、もう一度給水停止の予告をいたしまして、実際に給水停止を行っております。

給水停止ですけれども、停止した場合、夜間、10時とか11時まで待機してしまして、仕事から帰ってきた場合、お金を持ってくる方があります。そういうときも確約書をとって水道を出すような状態を行っております。今後ともそういう給水停止等を考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 阿久津議員さんにご答弁を申し上げます。

学校給食関係でございますけれども、本年3月1日に徴収規則の一部改正をいたしました。

て、さらに、学校給食の滞納整理要綱を制定をいたしました。現在、これに基づき徴収に取り組んでいるところでございます。

要綱制定後でございますけれども、教育長名で督促状を発行し、従来から見ますと、効果はあったというふうに考えております。さらに、納入相談、あるいは分割納付を促して、徴収に努力をしているところでございます。

次に、新規の滞納者の対策でございますけれども、保護者としての責任感、あるいは規範意識、これを高めるためにも、納付をしない悪徳の保護者等につきましては、行政処分等も考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 町民課長横田栄子君。

町民課長（横田栄子君） 阿久津議員さんの質問にお答えいたします。

住民票等の発行の件ですけれども、戸籍法に基づいて行われておりますので、滞納者といえ、発行しないというわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 3番阿久津議員の質問にお答えいたします。

順番が前後したことににつきまして、おわびを申し上げます。

ホールの湯にAEDが設置してあるのかというご質問でございますが、確認をしてご報告しますので、時間をいただきたいと存じます。

議長（小林 宏君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 3番阿久津則男議員のご質問にお答えをいたしたいと思いません。

AEDに関する町の広報、それから、今後の設置予定に関する件でございますけれども、先ほどの町長の答弁の中にもございましたように、現時点15台の設置につきましては、小・中学校を中心とした施設に重点的に設置をしてきたことから、特定の者が主に出入りすると、こういうふうな状況で、余り積極的な広報をやっていなかったという状況がございます。今後、保健センター、既にもう設置済みでございますので、そのようなことを踏まえまして、町広報紙等を利用しまして、AEDの設置等について広報していきたいと、このように考えております。

また、町全体としての今後の設置関係でございますけれども、他町村の例などを見ますと、不特定多数の方が集まる公共公益施設を重点的に設置されている状況から、本町におきましても、役場等について今後設置を考えていきたいと、このように考えております。よろしく願いします。

3番（阿久津則男君） 6年生の未納というのを答えてもらえれば。

議長（小林 宏君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 失礼いたしました。小学生の1年生から6年生までの対象

になります。マル特制度の方の滞納につきまして、同じように給付の制限を行ってまいります。ただ、マル福の対象者の中で、滞納している家庭が、大体1年間で1名か2名程度というような状況になってございます。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） それでは、3回目の質問をいたします。

埧団地についてですけれども、先ほど課長の方からマスタープランというような説明がありましたけれども、これはまるっきり違うことを考えているのでしょうか。それとも普通の住宅をつくるということで考えているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それと、会計検査があったということですが、会計検査の指摘であと何年くらい待っていただけるのか。どっちにしてもやらないと補助金返還とか、県の方にも迷惑をかけるということになると思いますし、また今後、町営住宅を行うというときに、支障が出ると思うんです。ですから、埧団地はぜひとも計画どおり完成させていただきたいと思います。

次に、AEDについてですが、ホロルの湯はあれだけ出入りが多いんですから、ぜひ設置させていただきたいと思います。

それと、AEDの設置してある機械というのはどういうふうになっているか、ちょっと私はわからないんですが、電源が何年ぐらいもつものなのか、あるいは1年に1回とか保守点検を業者に頼んであるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、滞納については、先ほど収納対策室の実績が上がっているというような税務課長の答弁でした。数字的には同じくらいかもしれないけれども、上がっているということで、こういったもし実績が上がっているのであれば、ほかの課で困っている課といいますか、そちらの方にもこの交渉術というんですか、そういうのをマスターしてあれば、伝授して連携が取れないものかどうか。各課の連携、課を越えてできないかどうか聞きたいと思います。

また、収納対策の職員、今2名ですけれども、成果が出るようであれば、私はもっとふやしてもいいのかなという感じは持っておるんですが、職員をふやす考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

やはりサテライトで1億四、五千万円入るのも大事かもしれませんが、滞納金4億円というのは大変もったいありませんので、ぜひ回収できるような方法をとっていただきたいと思います。

また、その場合、収納対策室の職員も大事ですけれども、民間の債権回収会社というんですか、そういうところに委託といいますか、そういった考えは持てないものかどうか。実績が出ているのであれば必要ないかもしれませんが、金額が大きいものですから、そういったことも、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

それと、ほかの市町村で、いろいろタイヤロックとかなんかやっておりますけれども、そのほか、ほかの市町村でやっているいい方法といいますか、そういった方法を今後活用

する考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、最後に、滞納金は全体として平成19年度は減らすことができるのかということ、税務課長だけでも結構なんです、お答えいただければと思います。

以上、3回目の質問を終わりにします。

議長（小林 宏君） ここで、午後1時まで休憩とし、3回目の答弁は、午後再開したときに、一番にお願いいたします。

午後 零時05分休憩

午後 1時02分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま13番小松崎三夫君が出席をいたしました。

3番阿久津則男議員の3回目の質問に対する答弁から入ります。

町長。

町長（金長義郎君） 阿久津議員からの3回目の質問であります、第1点目は、埵団地のマスタープランの件、それから、会計検査の件、これについては担当課長よりご答弁申し上げます。

また、AEDの設置につきましては、先ほどのホールの湯については設置されておられません。そういうものも含めまして、今後、不特定多数の人の出入りするようなところに設置するような方向で検討してまいりたいと考えております。

また、保守点検の問題については、担当課長よりご答弁を申し上げます。

それと、収納室の問題ですが、現在2人、増員はどうかということではありますが、ことしの退職者、今までの退職者、そういう中での職員の充足がどうできるかというふうな総体の中で、今後考えてまいりたいと考えております。

また、民間団体に対して債権回収の委託をということではありますが、これは難しい問題だと思います。これについては、県で行っておる債権管理機構には町でも職員を1名派遣しております。そういう中で、実際の実務を行っておりますが、特別な懸案につきましては、そういう債権機構等も利用しながら、今後の徴収に当たってまいりたいと思います。全体的には滞納金の減少、そういうものに向けて、職員一丸となって今後ともそれらの件に当たってまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

議長（小林 宏君） 都市建設課長小林修一君。

都市建設課長（小林修一君） ただいまの3番阿久津則男議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目は団地の関係でマスタープラン、この関係でございますけれども、今、町の方でマスタープランをつくってございます。城里町生活基本計画というふうなマスタープランでございまして、この目的でいきますと、町で生活基本法に掲げられた理念や茨城

県住生活基本計画を踏まえつつ、町民の豊かな住生活の実現に向けた住宅政策の方針と施策の方向を定め、総合的な住宅政策を推進していくため、このプランをつくるんだというふうな内容でございます。

それで、先ほどの阿久津さんの質問の中で塩子団地、その建物はどのような建物と言われましたけれども、この政策の中で住宅の部分がございまして、その中で住宅ということで対応はしているんですけども、その中で、これにつきましては、これからマスタープランを作成していく上で、本当に町として団地が必要か必要でないかとか、そういう話になってきます。つくるとなれば、今の塩子埴団地でできています特甲地の団地ですか、同じような形の住宅になってくるのかなと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 3番阿久津議員の質問にお答えをいたします。

3回目の質問であります会計検査院に指摘されて、年数はどのくらい待てるのかということでございますが、年数はわかりませんが、現在、国・県とどのようにするか協議しているところであります。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） A E Dの契約関係と保守管理の件でございますけれども、契約によりますと、5年間の契約になっておりますけれども、期間中、物件が常に正常に使用できるよう定期点検などを実施するというような内容でございます。その間における消耗品、例えばバッテリーが通常3年から5年のものが一般的に使われておりますが、それらのものについては、業者の方で全部負担をしますというような契約内容でございます。常に一定のレベルでもって使用できるというような状況になってございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 答弁漏れはありますか。

3番（阿久津則男君） 漏れはなかったです。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） それでは、平成19年第4回議会定例会に当たりまして、通告によるところの一般質問を始めます。

初めに、財政について伺います。

平成20年度の予算編成は、平成19年度予算と比較してどのような編成をされるのか。聞

くところでは、一律7%カットということも聞いておりますが、こういう場合に人件費等の削減がなければ、福祉などのサービスの縮小などで調整させるおそれがあり、弱者切り捨て予算にならないか心配でありまして、それを伺うものであります。

次に、人件費の平均8%カットの時期に関して伺います。

昨年12月定例会で、人件費の削減について質問した折、昨年4月に平均8%の削減をしたところで、さらなる削減は難しいという答弁がありました。5年間は減給補償があり、給与は変わらないということでありました。歳出に占める人件費の割合が大きいことから、これを前倒ししてはいかかか伺うものであります。

また、人件費削減のため定員管理があり、5カ年計画で削減する計画であるとも聞きました。今年度の早期退職者数は、7月末までに決定しなければならないわけでありましたので、既に決定はしていると思います。今年度の早期退職者数は何名いらっしゃるのか、あわせて伺います。

次に、公共施設整備基金への交付金は今年度どの程度見込んでいるのか伺います。

この基金は、町民から多くの注目を浴びている基金でありまして、その基金の使われ方に関しても町民の期待に反する使われ方はしていないかどうか伺うものであります。というのも、町民の方々は、基金の使途についての情報が少なく、サービスの低下ばかりが目立つのに、この基金をもう少し町民福祉にわかりやすく、目に見えるような使い方はないのかということで伺うものであります。

次に、個人県民税徴収率が90%を割り込みますと、県単補助金の25%をカットする旨の報道がありました。町は2006年度約92%であったと伺っておりますが、今年度の徴収率は、先ほど全体の66.6%の徴収率であるという答弁を聞きましたが、私が聞きたいのは、現時点までに徴収されるべき金額に対する徴収した金額でありまして、それを聞きたいと思えます。

今年度は、所得税の減税により町民税の増税感がありまして、納付率の低下が懸念されまして、大変であると思えますので、それを伺いたいと思えます。

次に、滞納に対する対策を聞こうということでありましたが、これは重複しますので、割愛させていただきます。

2番目は、教育行政について伺います。

今年度、発達障害を持つ児童の支援制度が実施され、学校に支援員が配置されたと聞いております。これらの支援員はどのような基準で採用されたのか。例えば教員免許があるのか。何らかの有資格者であるのか。例えばどのような基準で採用されたかということです。また、その採用人数は何名なのか、全校に配置されているのかということをお聞きしたいと思います。

この質問については、以前に質問をした経緯があります。私はこの発達障害の児童に対する支援員としては、何らかの発達障害に対する理解がない方がこの支援員に当たると、

その症状が悪化する懸念もあるということが知られておりますので、そのようなことがないように、理解のある方を採用していただきたいと注文をした経緯がありますので何うものであります。

また、この支援員の配置によりどのような効果が見られるのか伺います。

次に、ゆとり教育の見直しが決定されつつある中で、授業時間の確保が難しいと聞いております。教育委員会はどのような対策を考えているのか。

また、今年度国が実施した学力テストは、集計作業がおくれて、当初考えられた活用が難しいと聞いております。県や町独自の学力テストも実施されており、万が一、その結果が三者三様の結果であるとするならば、どの結果を重視して活用されるのかなど混乱も考えられますが、結果をうまく活用することができるのかどうか。また、授業時間との兼ね合いや本来授業に注がれる労力が分析や活用のために注がれてしまうおそれはないのか、それを心配するものであります。

本来、テストは学力向上のために実施されていると思いますが、以前質問した経緯もありますが、学力にも都市と地方などの地域格差が既にあること、また、経済格差による学力格差があることから、城里町は地方に属し、経済活動でも陰りばかりが目につく状況の中で、町が放課後学習を充実させるべきであると提案したことがあります。

過日、目にしたテレビ報道では、ある地方の自治体では、このような考えから行政が学習塾を始め、好評であるということをお知らせしていただきました。このことについてどのようにお考えか伺いたいと思います。

3番目は、福祉について伺います。

現在、町独自の子どもの医療費補助事業は、償還払いによって行われておりますが、平成18年7月より、県のマル福制度の請求方法が公費負担者番号制度によるレセプト請求方法に切りかえられたことから、町独自の医療福祉制度についても、公費負担者番号を導入することで、償還払いから現物支給が可能になるのではないかと考えます。この制度の先進地であります神栖市では、来年1月より公費負担者番号を取り入れ、現物支給を実施することから、同様に城里町でも実施が可能と考えます。町民サービス向上の一環として、現物支給の実施を行う考えについて伺います。

次に、高齢者福祉について伺います。

高齢者の方々がさまざまな活動をされておりますが、中でも、競技会参加の移動に問題があると聞きます。クロッケー、ペタンク、グラウンドゴルフや輪投げなどに、月1回程度会場をかえながら、参加者が200名を超える大会が開かれるそうでありますが、高齢化に伴い、事故防止のためみずから免許証を返納したり、免許があっても事故を心配する家族が乗り合わせ等を反対するため、チーム内での乗り合わせもできなくなっていると聞き、自家用車での移動が困難になっている現状があります。せっかく練習しても、大会参加を見送る事態になっているので、町のバスを活用してほしいとの要望があります。

七会地区はバスが運行されているのに、なぜ常北、桂地区は運行されないのか、七会地と同じように運行することはできないのでしょうかと、地域格差を訴える町民の声があることを町長はご存じでしょうか。

来年4月より、後期高齢者医療制度が始まり、加入後2年間は激減緩和措置があるとしても、年間7万円弱の保険料負担が発生し、年金から天引きされます。ますます高齢者に厳しい環境になりつつあります。高齢者の生きがい、健康増進等を考慮すれば、町のバスを活用し、大会会場までの高齢者の足を確保する行政サービスの提供が必要不可欠であると考えますが、町長はどのようにお考えか伺います。

次に、来年度よりメタボリックシンドロームに対応する健康保険者が、生活習慣に伴う疾病を予防するため、国保の被保険者である町民の個々に指導を実施していくこととなりますが、城里町国民健康保険者である町は、今後どのような事業を行う考えか伺います。

4番目は、公共事業について伺います。

入札結果に見る疑問点について伺うものであります。

昨年12月議会において、指名入札、随契に地元業者優先主義を取り入れる要望が商工会より陳情され、議会が採択した経緯があります。また、このことに関連した一般質問を私が行い、答弁として町長は、「今までも十分地元配慮をしながら工事等を発注してまいりました。また、他県等の事例等を見ますと、やはり地元地元で、また、いろいろな問題が発生している場合がありますが、できるだけ地元発注の考えであります。これからの社会、広く競争性を持ちながらやっていかなければならないという時代に入っているということも十分認識して当たってまいりたい」と答弁されております。

これは、地元を指名しつつも競争原理が働くように外部業者も指名せざるを得ないということで、ごもっともな答弁だと思いますが、しかしながら、指名競争入札に関して、例えば測量設計コンサルなどでは、地元業者はわずかに3社しかなく、ほかには営業所等で本社がある業者ではないという状況で、今年4月から11月20日までの入札結果の資料で見ますと、16件の入札が行われた中で、地元3社がすべて指名された入札は5回しかありませんでした。3社がすべて競争のスタートラインに立てず、町外に本社がある業者が2回落札しているという現状があります。町長の答弁の趣旨は、地元業者3社は必ず指名するが、外部業者と競争をしていただくということだろうと私は思いますが、指名委員会はどのように町長答弁を理解しているのか伺いたい。

さらに、疑問なのは、16件中11回地元業者が指名から外されておりますが、外れるのは同一業者1社だけであること、なぜ同一業者だけが外れるのか、どのような理由があるのか疑問であります。指名委員会はどのような考えで同一業者だけを外しているのか、入札結果を見るだけでは理由が見当たらないので、考えをお聞きしたいと思います。

また、応札価格が100万円以下から見て、予定価格が100万円程度と見られるものに7社指名した後、直後に、予定が400万円程度と見られるものに5社指名をするなど、不自然

な指名業者数と見られるケースも多々あるように見られ、落札業者を暗に誘導しているような感想もあります。常識的な指名業者数の考え方は予定価格に比例するものであり、反比例することは常識として変であると思いますが、この不透明な委員会の指名方法について問題であると思いますので、考えを伺いたいと思います。100万円程度の少額入札であれば地元だけでも十分ではないか、利幅を考えても少額入札に対し、過剰競争を誘導するのは理解に苦しみます。

また、7月に行われました特殊建築物定期報告書作成業務は、予定価格が260万円に対し、落札価格は120万円でありましたが、この業務の内容はどのようなものなのか、また、余りにも開きがありますので、そもそもの予定価格は妥当なものであったのか伺いたいと思います。

水戸市やひたちなか市などは本社主義で発注していると聞きます。また、市に業者登録をしても法人税などの滞納などがないか、企業の見きわめとして登録後2年以内の指名はないと聞いております。地元業者は水戸市の指名を受けることもできない中で、地元業者が指名から外れ、かわりに水戸市の業者が指名を受け、かつ幸運にも落札している現状はいかがなものか。少ない公共事業で厳しい環境であることや町内の経済の活性化を考えれば、お金を町内で循環させるようにしなければ商工業の衰退をとめることはできないし、税収の面でも問題があると思います。少なくとも、町内業者を指名し、競争のスタートラインに立たせることは必要不可欠であると思いますが、このような考えに基づいた指名委員会なのか、このような考えは全く無視した考えで指名委員会が行われているのか、私は甚だ疑問であります。町長は入札結果から、町長答弁の趣旨の理解の仕方を踏まえ、指名委員会が適切な指名をしているかという点をどうお考えか伺いたいと思います。

また、指名委員会までの流れはどうなっているのか、指名業者はどのような流れで決まるのか、具体的に説明もいただきたいと思います。

次に、国道123号線のバイパスの進捗について伺います。

バイパスの早期完成は、町内経済活動の活性化に大きく影響を及ぼすものと思われ、一日も早い完成が望まれておりますが、進捗の状況について情報の公表が少ないように思われますので、前回質問をし、1年が経過したところで再度進捗を伺いたいと思います。

5番目は、町民融和について伺います。

合併し3年が経過しようとしている中、町民運動会、町民まつり、文化祭のあり方や生活の基本をなす水道料金の地域格差についての不満や疑問の声を聞きますが、統一を図るべきものは速やかに統一して、町民融和を図るべきと思います。運動会においては、区長会議で旧町村単位での開催を望む意見があるとも聞きます。また、これに対し、町民まつりは旧町村単位で開催でありました。七会、常北地区については、今回合同でありましたが、文化祭も各地区での開催でありました。人口規模、地域融和を考えたとき、統一して開催すべきと思います。ただし、会場については一考の余地はあると思いますが、ばらば

らの開催について町長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

また、水道料金の格差をいつまで放置するのか、料金の統一に向けて審議会も開催されておりますが、格差があることについて、その理由については、町民に詳しい情報の開示がないように思えますし、行政の長である町長のおひざ元の料金が安いというままで、不信感を抱く町民の方もおります。日々使う水道で料金が違うということが日常にある限り、町民融和を図ることが真にできるものか疑問であり、問題であると思います。このことについて町長の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からのご質問で、第1点目は、財政についてということですが、平成20年度予算編成は今年度と比較してどのような編成をするのかということでもあります。

平成20年度の予算については、現在編成を進めておるところであります。国などを見ますと、経済財政運営と構造改革に関する基本方針にのっとり、引き続き歳出削減に向けて最大限の努力をしていくと、そういうことが確認されておるわけであります。地方交付税の総額等につきましても、対前年比4.2%の減と、そういう中で平成20年度の予算も編成をしていかなければならないわけであります。税源移譲や定率減税、そういうものの廃止、それから税制改革によって町民税がふえるという一方、所得税の譲与税や地方特例交付金の廃止、縮減等に加えて、国・県補助金などが大幅に減少しておるところであります。こういう中で、交付税の動向等を考え合わせますと、引き続き、町の財政状況は厳しいと、歳入状況は厳しいというふうに認識しておるところであります。

さらに、本年6月に地方公共団体の財政再建健全化法が公布されまして、今後は、特別会計や外郭団体を含めた負債の水準、そういうものも新たに財政指標に入ってくると、そういうことになってまいります。それらの一定基準以下の団体については、早期に財政再建が求められることになりまして、これまで以上に財政の自立化が重視されております。これらを念頭に置きながら、平成20年度予算については編成をしていくことが肝要であるというふうに考えておるところであります。

現在、予算編成に当たっておりますが、削減可能な部分については削減していくということですが、一律何%カットとか、そういう一律というようなことはちょっと考えておるところではありません。いずれにいたしましても、相対的にはことしの予算、一般会計でいけば89億9,000万円、それを下回る財政規模になるのではないかと、そういうふうに考えております。

次に、2番目の人件費の削減の問題であります。

これにつきましては、人件費の割合が大きいという中から、減給補償の前倒しについて

のご質問であるかと思えます。減給補償については、平成17年度の国の給与構造改革に合わせて、平均4.8%以上の給料の引き下げに対する激変緩和として定められた経過措置であります。減給を補償するということではありますが、言いかえれば、現在の給与を超えない限り昇給はないということでもあります。実質昇給停止ではありますが、あわせて総務省より示されております集中改革プランの策定義務づけにおいても、町もそれらに沿った計画を策定してまいりました。計画は平成21年度までの5カ年間に於いて職員数を15%以上純減する、そういう目標とするものでありまして、人数にすれば42名以上ということではありますが、それらとあわせて考えていきますと、職員の士気、そういうものを勘案して、前倒しでそれを進めるという考えは現在のところございません。

それと、早期退職者数の問題であります。合併後現在までの状況を申し上げますと、平成17年に20名退職、平成18年度に17名、それで本年度はというご質問ではありますが、現在退職予定者が14名であります。勸奨が10人、定年1人、それから、普通退職が1人、その間に2人死亡いたしております。それですので、年度末には14名減になるということになるかと思えます。

これらの人数の減につきましては、町としても削減目標は達成をしていくと思っておりますが、全体的な給与の前倒しの減給、それについては現在のところ考えておりません。

3番目の今年度の公共施設整備基金への交付金はどの程度になる見込みかということですが、これにつきましては、本年8月より営業を再開をいたしました。本年度の11月末までで売り上げそのものが46億円ありました。これに対して、終わっても請求をして金が入っていない部分もありますので、実際的には3,100万円が場外車券の交付金として収入済みとなっております。これらを合わせますと、本年度の見込みとしては8,800万円の収入の歳入になると思われるわけでありまして。

これらについては、公共施設整備基金について、12月定例議会の補正予算提出時点で7,400万円の基金を一般会計に繰り入れておりますが、保健福祉、教育関係の事業の一部に充てております。

なお、基金については、貴重な財源でありますので、今後もそれぞれ各条例に基づく設置目的、そういうものに合うように、有効的な活用を図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、個人県民税の徴収率が90%を割り込むと県単補助金の25%カットと報道があったが、徴収率はどの程度かということでありまして。また、カットされた分の影響はどのようになるのかということでありまして、現在のところまだ新聞報道の段階でありまして、県としては、補助金の直接対象になる町村数については、数カ市町村というふうに濁して、現在のところ答えておるわけでありまして。これらが対象になりますと、対象の町村については、1,000万円程度ぐらいずつの影響が出てくるのかなというふうに思っておりますが、これについては、平成21年度より適用されるという内容であります。町としましても、そ

の間徴収率の向上、そういうものに対して十分に努力を図ってまいりたいと考えるわけ
あります。

現時点での直接の町の影響というのは、今の徴収率ではそれほどないのかなというふう
に考えておりますが、今後十分その動向を見ながら、対処してまいりたいと考えておるこ
ころであります。

続いて、教育行政についての発達障害を持つ児童に対する支援員はどのような基準で採
用されているのか。また、どのような効果が見られるのか。これについては教育長の方か
らご答弁を申し上げたいと思います。

次に、(2)のゆとり教育の見直し、この問題についても教育長の方からご答弁を申し
上げたいと思います。

次に、町単独の子どもの医療費補助事業は償還払いで行われているが、現物支給はでき
ないのかということですが、茨城県の医療福祉費の支給制度、マル福につきまして
は、平成18年7月から公費負担者の番号制度の導入により、現物支給が可能になっており
ます。しかし、町単独でありますマル特の制度、小学校6年生までの県以上のものとか、
そういうものについては、医療機関において医療保険の一部負担金を支払って町から自己
負担額を除いた額の払い戻しを受ける償還払いと、現在なっておるわけであります。

今回、マル福制度同様、マル特においても現物支給はできないかという質問であります
が、現物支給の導入につきましては、公費負担者番号の新たなる設定、また、医師会、国
保連合会、支払基金及び茨城県との協議、レセプト点検に伴う審査支払手数料の新規負担、
国保診療給付費補助金及び調整交付金の算定に当たり、法定の基準を上回る給付を行って
いることから、受診の増加等が認められるものとして、交付金等が減額調整されるという
ような状況の中にあるわけであります。今後関係機関と協議しなければならないことが
多々ありますが、受給者に対しては支給申請の手続が不要になる、また、病院窓口で自己
負担金のみを支払えばできるという利便性が向上するのも事実であります。導入につ
きましては、先進地の状況等を十分調査・研究をいたしまして、検討してまいりたいと考
えております。

次に、高齢者福祉として、町所有のバスの活用をしてはいかがかというご質問でありま
すが、高年者クラブ、高年者の方々がペタンク、ゲートボール、クロッケー、グウランド
ゴルフ、いろいろな競技に参加をしております、やはり健康づくりの場となっておると
いうことは、私も十分認識をしておるところであります。

これらにつきましては、送迎については今までも、先ほど議員ご指摘のように、七会地
区については従前から遠いというような感覚でバスを出していると。それ以外の地区につ
いては、それぞれ乗り合わせで来ているというふうな状況で、今までの大会等を開始して
いたわけですが、やはりある一定の限度も必要かと思いますが、高年者クラブより
もそれらのバスの要望が提出をされております。そういうものと合わせながら、十分に検

討して、できれば来年度あたりから、全部が乗れるとか、遠い近いという判定もなかなか難しいわけですから、それに全部がこたえられるかどうかはわかりませんが、できるだけ前向きな検討をしてまいりたいと考えておるところであります。

次に、メタボリックシンドロームに対応するための保険者が生活習慣に伴う疾病を予防するため、町はどのような事業を考えているのかということですが、平成20年度から健康診査とそれに伴う保健指導の仕組みは大きく変わっていくこととなります。40歳から74歳の被保険者、被扶養者の方を対象に、メタボリックシンドローム対策を取り入れた新しい健診、保健指導である特定健診、特定保健指導が実施されることとなります。これらについては、その生活習慣病の危険度によっては、健診受診者をリスクの多い順から積極的支援、動機づけ支援、情報提供の3グループに分けて、それぞれ必要に合わせた保健指導を行い、生活習慣の改善などの健康づくりを支援していくこととなりますが、その事業内容、あるいは方法につきましては、平成20年4月施行の高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、町内ワーキンググループで協議をしておるところであります。

新しい事業といたしますか、考えられるものは健康づくりの事業、そういう中で、健診結果の説明会、糖尿病予防の教室、リフレッシュ教室、また、介護予防事業としては、リハビリ教室、お達者クラブとか、百歳塾、生き生きふれあい教室、特定健康者通所型介護予防教室、高年者クラブ健康相談、ふれあいサロン、そういうものを現在も実施している部分もありますが、なおそういうものに重点的に力を入れながら、対処してまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、公共事業についてであります。

前段に、先般、私がお答弁申し上げました文言が載っておりますが、私はそういう考えで今もおるわけでありまして。そういう中で、個々の問題につきまして、指名を これは工事ばかりではなくて、物品や何かもいろいろありますが、全部入れるというものでないと、そういうふう感じておるところであります。そういう問題の中で、どれがどう、これがこうということは申し上げられませんが、これらについては、指名委員会において検討をしながら、それらに十分対処しながら指名をしておるところであります。

続きまして、それらの指名の結果であります。それらについては、指名委員会の結果を尊重いたしまして、指名競争入札、そういうものを施行しておるわけでありまして。諸所にいろいろな例示が出ておりますが、入札工事の額に業者数が比例するののかとかしないのかということですが、必ずしも比例をすることも言えないし、反比例であるとも言えないと私は思っております。その個々のケースによって、いろいろな条件によって参加者が多かたり少なかたりするのではなからうかと、そういうふう思っておるところであります。

それから、総体的にはその入札の結果から、特殊建築物の定期報告書の作成業務の件がご質問の中にありましたが、予定価格265万円に対して落札は120万円であるということ

ありますが、これは結果としてそのようになったものでありまして、それを私の方でどうこうということは申し上げることもできません。

また、特殊建築物の報告書につきましては、2年に1回調査をして、建築基準法によりまして、県に報告をすることになっております。その業務を委託したわけでありまして、これらについては、その結果を報告する資料を作成する業務を委託したわけでありまして。

次に、123号のバイパスの進捗状況であります。那珂西地内より粟地域までの全長7,600メートルで計画されております。県では、平成8年より路線測量及び詳細設計を実施、推進して、今日に至っておるわけでありまして、123号の石塚田町地内より石塚片山地内の県道日立笠間線までの延長1,150メートルについては、これは町が町の事業として合併特例債を利用いたしまして、通称池の内片山線によって平成17年度より平成23年度までの事業として進めております。123号分については、本年度末に約85%強の用地取得が完了をする見込みとなっております。一部補償費等の交渉で難航しておる部分がありますが、あと15%ぐらいで用地が解決をできれば、工事に着手したいと考えております。

いずれにいたしましても、地権者のご協力がなければ進めませんので、地権者の方にも何とぞご協力をいただきたいと、そういうふうに考えておるわけでありまして。

また、県の事業によりまして進めております。石塚から上坏、坏小学校までの延長1,300メートルにつきましては、昨年、石塚地内の用地の買収、家屋移転補償等が完了いたしました。本年度より上坏地内の用地取得業務に入っておるといふふうに聞いております。

続いて、町民融和についてであります。

町も3年が経過しようとしておるところであります。議員ご指摘のように、文化祭、公民館まつり、それから町民まつり、そういうものも実施をしております。そのほかにも城里七夕まつり、城里夏まつり、運動会、そして、先般の城里まつり、これについては、本年度は七会と常北地区が一緒になって城里まつり、それから、桂地区が城里まつりということで実施をいたしたところでありまして。

それぞれ地域での公民館活動、文化活動、そういうものの発表の場、展示の場、そういうものを設けていくということは、私はそれぞれの地域でも必要なものであると思います。まつりをどう1カ所でやっていくとかと、それにつきましては、最終的に町民運動会の実行委員会、また、おまつり等につきましても観光協会、そういう役員会等もありますので、そういう中で十分検討しながらやってまいりたいと考えておるところであります。

また、水道料金の格差についてご質問がございます。下水道の料金等についても統一が図られておりません。水道料金の問題につきましては、現在、水道審議会において町の水道の現況、それぞれの施設の状況、そういうものを見ていただきながら、理解を深めながら料金統一といひますが、そういうものに向けて整備をしていきたいと、そういうふうに考えておるところであります。

それぞれの地域の、また、七会地区も全部が水道が行き渡っておりません。そういう中で、料金を統一するならば統一するような、なぜ、こういうふうに必要なんだよ、こうなんだとよと、そういうことを理解を深めながら統一を図って、料金を整合性を持たせていきたいと、そういうふうを考えておるわけであります。

私のおひざ元だから料金が安いからいいとか、そういう考えは私は毛頭ございません。これについては、それぞれの地区の水道のよって来る歴史的な問題もありますので、その辺をもう少し時間をいただきながら、住民の理解を求めるときではなかろうかと考えておりますので、現在、水道審議会では、施設等も見ていただいております。

ちなみに、常北地区の水道施設なんかを見ると、すばらしい施設になっています。桂地区なんかは、これで水が上がるのかなと、いわゆるもう減価償却が終わったような古い施設で手当をしながらやっているの経費がかからないという面もある。ですから、今後はかかるよと。そういうときに、やはりそれでは金をどうするのかという説明をしながら、住民の理解を得ていかなければならないのかなと、そういうふうに思っております。

水道の料金を地区別にちょっと見てみますと、平成18年度決算も終わりましたが、地区を言っは悪いですが、A地区の場合は6,156万3,000円繰り入れを一般会計から入れていて、最終的に2,900万何がしのマイナスになっている。B地区においては、一般会計繰り入れが133万円、それで最終的に1,100万円の赤字というふうなそういう経営状況もあって、今まで設備をしてよくつくってきておいたということのところは、やはり減価償却や何かも必要です。それから、何となく手当をしながらもたせてきたということは、これから金がかかっていく。そういう中で、やはり住民の理解を求めながら、私は統合を図っていくという考えで、統合を図っていくことについてはやぶさかではありません。その辺の理解を十分していただきたいというふうと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、やはり合併をしてまだ3年足らずということであります。こういう中で、長いこれから先の城里町としての存続がある限りは、こういう中で統合、融和を図っていくと、そういうことが一番大事なのかなと思っております。そういうことで十分ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 玉川議員さんからの教育行政についての2つの質問にお答えをいたします。

1つは、発達に障害を持つ児童に対する支援員の選考基準はどうかというご質問かと思うんですが、教育委員会ではあらかじめ選考しておけよというようなご意見もいただきました。これは前回だったと思っておりますけれども、そういう意見をいただいたわけですが、実際にそのときに、児童・生徒の6%が該当するのではないかというふうな質問をいただ

きましたけれども、ある学校で具体的にあればいいなという話が出たのが3.9%だというような報告も、実は町内の学校からはいただいております。

事前に支援員の選考について進めてはいましたが、ままならなかったところがございます。そういうことで公募という形をとりました。選考基準は、あるいは資格はということなのですが、資格については特別、教員免許状が必要だとかというような資格はございません。そういうことなものですから、面接を行った上で、仕事の内容を理解していただいて、勤務に対する理解がいただけたということであればというふうなことで、現在配置をしているところでございます。

人数としては、石塚小学校に2名、小松小学校に2名の配置をいたしました。それで、4月から配置していたのは石塚小学校1名、七会東小1名ということがありましたので、合計で現在5名配置をしているということでございます。

なお、その効果はどうなんだというお話がありましたけれども、学校からの報告で、4点ばかり挙がっているものがありますので、読ませていただきます。

対象児童は基本的な生活習慣が身につけていないために学習が持続せず、離席（自分の席を離れること）することが多いが、支援員の援助により落ち着いて授業に取り組む態度が育っていると。それから、2番目に、対象児童は学習が理解できないと大声を上げることが多かったが、支援員がわきで個別に指導するために、徐々に基礎学力、学習訓練が身につけ始めている。3つ目ですけれども、対象児童が支援員の援助で落ち着きが保てるようになってきたため、担任が授業を中断することなく進めることが可能になり、他の児童の授業の集中力が向上している。4つ目です。保護者からは、支援員が配置されてから学級全体が落ち着きを見せてきているというようなことで、喜んでもらっているというふうな報告を受けております。

それから、2点目の授業時間の確保についてでございます。あるいは小テストの活用についてということでございますけれども、ゆとり教育の見直しがされつつある中で、授業時間の確保が難しいのではないかという質問かと思っております。

町としては、教育改革プロジェクト等で十分今も検討中ですが、これからも検討して、対応は考えていきたいと思っております。新学習指導要領の時間でいうと、週1時間増加と、合計で35時間プラスということになるわけですが、基本的には35時間の増加を休業日の変更等を行わない中で、現状の状況を十分検討した上で改善を図っていくということで、対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、一昨年から第1学期の始業式、それから、第3学期の修了式、これ以外の第1学期終業式、第2学期の始業式、終業式、第3学期の始業式、これは給食を出すことで、初日から授業に入るというようなことで、授業時間の確保に努めていることについては、今後も続けていきたいというふうに考えています。

それから、テスト問題のことですけれども、確かに文科省のテスト、それから県の学力

診断テスト、1週間の中で2回ほど4月に行われました。それから、町のテストを2回現在行っているわけですが、結果の活用に問題はないのかという質問かと思えます。

町独自のテストを実施するに当たって単にできたできないと、平均点がよかったとか悪かったとかという結果のみを気にするのではなくて、町の平均点と比べて自分の指導はどうだったのかと、その点を検討してもらうことが教職員の研修ということでもあるし、資質の向上にもつながるだろうということで、この事業を始めたのが最初でございます。

教育委員会では、ある先生がつくった問題を全校で実施することで、自分の指導の反省にもなり、さらには、問題作成者は教材に対する研究も深めなければなりませんので、そうしなければいい問題がつかれないと。ここにも先生方が研修をしなければならない場面が出てくるわけですが、そういうことで資質の向上を図っていきたいということを考えているところでございます。

なお、確かに今までのテストに文科省のテストがふえたということで、テストばかりという感じもあるんですが、特に町のテストにつきましては、1学期末、2学期末というようなことで、短いスパンの中での検討ということで、指導を次の段階に生かせるというようなこともプラスになるのではないかとということで、現在実施をしているところでございます。

なお、こういうテストの結果とそれから、研究指定校ということの中での成果かと思えますが、町全体としての学力向上は十分見られるのではないかとというふうに、私自身いろいろなデータから考えているところでございます。分析その他で、ちょっと大変なことは出てくるかもしれませんが、これも資質向上という中で、考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

7番（玉川台俊君） 議長、漏れを指摘したい。

議長（小林 宏君） どうぞ。

7番（玉川台俊君） 財政の中で、4番の個人町民税の徴収率の数字を伺っているんですが、その数字をいただいております。

それから、教育について、2つではなくて3番目がありまして、最後に他の市町村では行政が学習塾を始めて、それが好評だったと。このことについてどうだということもあります。

それから、公共事業において、町長が答えられるところを私は町長から考えを伺いましたが、指名委員会は町長は関知できない部分がありまして、指名委員会として意見をやはり聞いておりますので、その答弁をいただいておりますので、これは町長が答えられない部分だと思いますから、それを伺いたいと思いますので、答弁をお願いしたい。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 4番目の個人県民税の徴収率については税務課長の方からお答え

申し上げます。

塾の件については、再度教育長の方からご答弁を、指名の件につきましては、副町長の方からお答え申し上げます。

議長（小林 宏君） 税務課長。

〔税務課長山口充彦君登壇〕

税務課長（山口充彦君） ただいまの税の徴収率でございますが、12月6日現在で97.4%となっております。11月いっぱいの規定率がございますので、これに上がってきた金額でございます。他の税についても、やはり94から97%に達しております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） ご指摘いただいたように、確かに学習塾云々の話については抜けたところがありました。申しわけありませんでした。

学校自体が非常に現在先生方が忙しい中で、しかも、放課後帰さなければならない、下校指導まで含めて取り組んでいる中ですので、先生方の勤務が非常に大変だということもあります。そういう中で、夏休みに3日ないし5日程度の補習は、現在各学校で行っております。そういう中で、もっとこれをふやすということも、夏休みの研修時間の問題もあるし、あるいは出張等の問題もありますので、非常に難しい問題がありますから、現在のような体制で続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 副町長岩間伸博君。

〔副町長岩間伸博君登壇〕

副町長（岩間伸博君） 公共事業についての玉川議員の請負業者選考委員会についてのお尋ねでございますけれども、町が発注する指名競争入札、それから随意契約といったこういう業者選定につきましては、財務規則の選定基準、それから、建設工事及び委託業務の契約事務に関する規定の指名選定条項等に基づいて選定しておるところでありまして、今後におきましても、法律や規則・規定に基づいて、発注業務の公平な執行ということで考えてまいりたいというふうに考えております。

7番（玉川台俊君） まだ抜けている。

議長（小林 宏君） 指摘してください。

7番（玉川台俊君） 指名委員会がどのような流れのもとで指名業者が決まるのか、その仕組みを教えていただきたいという質問もあったんで、漏れずに答えていただきたい。私はこの質問書を1週間前に全部渡していますので、日本語が読めれば漏れるようなことはないと思うので、抜かさず答えていただきたい。失礼ではないですか。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） 今の玉川議員さんの質問にお答えします。

指名委員会の流れにつきましては、城里町の建設工事及び委託業務の契約事務に関する規定第19条所管課長の指名推薦というような条項文で、指名業者の決定伺を選考委員会に提出するという事になっており、これらを提出され、指名選考委員会で審査しております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） はい。

15番（根本正典君） もう少し具体的に玉川議員は求めていると思うんです。ですから、もう少し具体的に、例えば指名委員会であれば、座長はだれで、構成はどういうふうになっているか、何課長とか、何課長とだれだれの長が出るんだと。何名構成だと。そして、指名の原案はどこの 担当課なら担当課が上げてきますと。それをもとに指名推薦の基準の一番のポイントというのは大体こういうものに置くと。そういうものを基本にして選定を進めます。会合は大体何回ぐらいやって決まるのが一般的ですと。そういう説明を補足するべきではないんですか。

ちょっとこれは質問者本人に確認してください。

議長（小林 宏君） 質問者。

7番（玉川台俊君） とりあえず2回目を始めます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

どうしても私には答弁をしたくないのかなというふうにとれますので、甚だ残念であります。権利がありますので、質問を進めていきたいと思えます。

まず、来年度はおおよそ一律ではないけれども、4.2%減を考えているということがあります。約4.2%でありますと、単純に約3億円の減かなと思えますが、この3億円はかなり大きな数字でありまして、おおよそどこからどのぐらいを3億円を捻出するのか、削っていくのか、もし答弁がいただければいただきたいと思えますし、できなければ結構です。

次に、今年度は人件費、いろいろ苦勞しているところで、5カ年計画で人員が減っていく、その中でいろいろな協力がありまして、今年度は亡くなられた方2名を含めて14名が早期退職されるということをお聞きしました。この早期退職される方、また、定年される方、いろいろ立場がありますが、大変に御苦勞さまでしたと申し上げたいと思えますし、早期退職される方には敬意を表したいと思えます。

そこで、今年度トータルで14名の減ということですが、これは人件費としてはどのぐらいの額に相当する額であるのか、おおよそで結構ですからどのぐらいの減になるの

か、金額でお示しをいただければありがたいと思います。

それから、交付金、幸いなことに月約1,000万円ぐらいの収入があるということで、今年度は8,800万円ほど見込めると。来年は通年で約1億2,000万円ぐらいは期待できるのかなということで、安心しておりますが、この使い方については、先ほど高齢者福祉であるとか、そういうことで活用すべきではないかなということで、私は申し上げたかったわけでありまして、例えば、子どものインフルエンザの予防接種補助に使うとか、先ほどの高齢者の足を確保するというとか、いろいろな使い方があると思います。

また、レクリエーションにも使えるということで、例えば、町民運動会の賞品の問題、これなんかは大変不満があります。ペットボトルのお茶をいただいても、どのように分けていかわからないような現状がありますし、年に1回でありますし、全体で1カ所でやっている大きなことでありますし、私が思うには、運動会の後には各区ごとに反省会が行われます。それを考えますと、賞品ではなくて賞金でもいいのではないかと。それは幾らにするかは考えていただければいいと思いますが、今の賞品では、ちょっともらった方もっかりだし、もらって処分も大変だ。そういうことが思いますので、ぜひご一考を願いたい。そういうところにお金をちょっと使っていただければ、こういうところから公共施設整備基金が使われていて、楽しく運動会ができたなというようなことになれば、すごく効果的ではないかなと思います。

それと、使われ方に対して私が申し上げたのは、どこにどういうふうに使われているかという情報が、町民にはないということなんです。それは答えていただけていないんですけども、情報がどこに使われているかわからないということなんです。だから、例えば子どもの医療費に使っていますとか、そういう情報をお知らせの中で流してあげて、例えばこういうふうに使われているんだというようなことをお知らせいただければ、ちょっと不満も減るのではないかなということなんです。私はわかっておりますが、議員だけ説明しても仕方がないではないですか。町民にお知らせをする、それをぜひやっていただきたいと思います。

それから、個人県民税が現時点で九十七・何%ということで安心をしております。この数字がぜひ維持されればと思います。

先ほど対策についてどのような成果を挙げているかということは聞きませんでしたけれども、税に関して、私がちょっと申し上げたいのは、滞納をするに当たって文書をきつくしたというような答弁が、午前中にありました。だけれども、タイヤロック等は近隣ではしていないので考えていないという答弁もありました。でも、私からすると、近隣は水戸市にあるんですけども、水戸市は実施しているのではないかと。水戸市が近隣でなければどこが近隣かわかりませんが、ぜひタイヤロック等を実施するとか、または新聞報道でありました高校生の授業料の滞納問題で、県の教育委員会では、高校生の授業料の滞納に給与の差し押さえも考えていると、新聞報道がありました。こういう文言、給与の

差し押さえ等を実施する方向性だということを文言に入れてもいいのではないかな、それが滞納の抑止につながるのではないかなと思います。

また、午前中残念な発言があったのは、下水道の答弁の中で、「なるべく」という文言が出ました。「なるべく」という言葉はもう前提が滞納ありきなんです。その「なるべく」という文言があったことについて、大変残念に思います。本来、「なるべく」という言葉は出るはずがないと、そのように思いますので、町の取り組みの中に「なるべく」という言葉はないようにしていただきたいと思います。

それから、町長の答弁の中に、来年、連結赤字比率という言葉があって、来年度から自治体財政4指標が適用されるということが新聞にも報道されております。それで、私思ったのですが、財政状況について、広報しろさとに円グラフで書いてあります。ただ、あれを見ましても、私が思うんですが、幾ら金額が入っていて幾ら出るだけなんです。あれでは財政が健全なのか不健全なのかわからないと、私は思います。ですから、強いて言うなれば、この4指標、これを入れて、この解説まで入れていただけると、町がどんな状況なのかということがよくわかると思いますので、ぜひそれを取り入れて、町民にお知らせをしていただければと思います。

次に、教育行政であります。資格は特別ない。それで、採用に当たっては説明をして理解していただいたということですが、私が聞くところによると、逆に教員資格がある方はだめだという話も聞いておりました。これは正確かどうかわかりません。ただ、そういう情報があったのと、発達障害に特段の理解がある方でもなさそうだという声も聞いております。これは聞いた答えで確認はしておりますが、教員資格があってはいけないのかというのは疑問がありますので、そういうことがあるのかどうか。それをちょっとお聞きしたいと思いますし、効果について教育長は、個別に指導をしてくるので、授業を受ける態度が非常に落ち着きが出てきたという話なんです。特段の理解があるとも思われませんが、どのような個別指導を発達障害の子にされているのかなと。それで効果が上がるんだとしたら、学校の先生がしても十分ではないかなと思うんですが、本当に報告書にあった内容が信じていいものかなというのと、私はちょっと疑問を感じましたので、「個別に指導をしたら効果があった」、その文言についてはちょっと疑問があります。ちょっと精査をしてみる必要があるのではないかなと、教育長に申し上げたいと思います。

それからゆとり教育であります。教育長の答弁は以前と同じ内容でありまして、残念だなと思います。私、以前から申し上げておりますが、水戸市などは夏休み、冬休み冬休みまではわかりませんが、短縮して、8月の下旬には3日ぐらい前倒して学校に通っている姿を見ながら思いました。ああ水戸市はそうなんだと、実際に思いました。まだ城里町の子どもたちは遊んでいる中で、水戸市の生徒は8月28、29日ぐらいからはもう登校している現実を見ますと、本当に町のやり方で十分な授業時間が確保できるのかなという疑問があります。これをなぜか知らないけれども、城里町はそういう方向は考えていた

だかないというのは残念かなと思います。本当に授業時間が確保できればと思いますが。

それから、テストなんですけれども、教育長答弁にありましたとおり、先生がその活用方法をいろいろ研究する。ちょっとテストが多すぎるのではないかと、そっちに時間が割かれすぎるのではないかとということに危惧するものであります。ですから、三者三様の結果が出てしまうと、それぞれ検討し直す必要があるのではないかなということで、余りテストテストもなんなのかなという心配を私はしましたけれども、授業時間がない中で、授業を指導していく中で、先生の負担が多すぎるのではないかなと思いました。

それから、私が行政が塾をしたらどうかという答弁の中で、教育長は学校の先生にそれを委託するような考えで答弁をされましたが、私が申し上げているのは、学校の先生はそうではなくて一般の方を、学習塾で指導ができるような方、そういう方を行政が雇って行ったらどうかということで、決して先生方の負担をふやすようなことで聞いているわけではないので、ちょっと視点を考えていただきたい。そこにお金を使ってもいいのではないかと、公共施設整備基金です。教育という文言があります。そこに使っても私はいいのではないかなということで、学校の先生に負担をかけるような内容ではないので、誤解のないように聞いていただきたいと思いますし、私の説明が足りなかったかなと思います。そのことについてどうでしょうかということをもう一度聞きたいと思います。

それから、福祉問題であります。レセプトの直接請求、これは窓口負担が少なくなる。ましてや償還払いですと、職員が患者さんの父兄の個々の講座に送金をするという膨大な手間が省けるというメリットがあります。そういうことがありますし、保護者も子どもの医療費の償還払いに、一々窓口に来なくてもいいということがあります。それには、支払基金への負担金が発生するそうではありますが、これも基金の活用によって行っても、サービスはただではできないわけですから、その辺の費用は私はオッケーではないかなと思いますので、町長も前向きに考えていただけるそうなので、ぜひお願いしたいと思います。早期にお願いできればと思います。

それから、高齢者福祉であります。町長の前向きな答弁をいただいたので、それ以上お願いすることはございません。ぜひとも早期にそれをやっていただきたい。高齢者を家に閉じ込めてしまうようであれば、いろいろ問題が発生します。外で元気にレクリエーション等をやっていただける姿が見られることが一番の行政のサービスの効果だと思いますので、ぜひとも実現に向けてやっていただきたいと思います。

それから、メタボリックについてであります。法律では、対象者である被保険者である町民の方個々に実施をするというような文言であったかなと思います。個々でということになりますと、いろいろなことがあります。例えばダイエットの問題、血圧とか、高血糖、コレステロールに関して組み合わせがいろいろなものがあるということなので、それを個々に対応していくということは、かなりの作業が必要になってくるのではないかなと思います。ですから、保険課とタイアップして、例えば、先ほどの現物支給が可能になれ

ば、そちらで労力を使っている分をこの保険の方に向けられるのではないかなと思いますので、ぜひそういうことを充実させていただきたいと思いますので、お願いをするものがあります。

それから、公共事業についてであります。町長は、私が聞くところでは、自分の答弁の内容をちょっと今回曲げているのではないかと。ちょっとがっかりしました。私は地元優先主義でやってきたということは、これは例をとって設計コンサルであります。ほかにもいろいろあるかもしれませんが、一例として、町全体を考える考え方の中で、経済活動、経済効果、税収等々を考えながら指名をしなくてはいけないという現状がある。ただ、問題があるので、原則は3社しかなければ、3社以上である指名の数であれば原則入れて何が問題なのかなと。その点について町長はどうも答弁を濁しているように思いますので、町長答弁について、町長にさらなる見解を伺いたい。私を感じ取った理解がおかしいのか、その点について。

私が理解したのは、3社は入れながら、問題があるからほかの業者も入れて競っていただく。これが町長の考え方であると私は理解しましたが、町長はそのように発言していないのかどうか。私のとり方が間違っていたのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、具体的な例を申し上げました。これは町長が少し答弁されましたが、町長答弁ではないので、委員会の答弁として聞くべきことであると思いますが、地元業者3社全部を16回中5回しか入れていない。それで、11回は同じ業者だけ外れている。なぜ同じ業者だけが外れるのか。委員会はそういうところはわからないという説明でございました。というのは、担当課から上がってくることに對して、例えば滞納がないとか、何かのペナルティをもらっていないということを審査するから、それに引っかからなければ、指名推薦を所管の課から上がったものについて検査するからわからないという答弁だと思いますので、では、担当課はどういうことを考えているのかなと。どういう理由でそういう推薦をしているのかなと。これをちょっとお聞きしたい。

それと、先ほどの100万円以下のものに7社も集めておいて、次の400万円程度のもの、逆に5社しか入れていない。そこで運よく2社が新しくぼんと入って、そのうちの1社が落札をできたと。これは幸運なことだろうと思いますが、そのときにも、町内業者は3社すべて入っていない。これはちょっと変ではないかと思うのが普通だと思います。ですから、どういう基準で所管の課はこのケースを推薦してきたのか、見解を伺えればありがたいと思います。

それと、100万円以下の少額で業者さんが多くても不思議ではない、金額が大きいからといって少なくとも不思議ではないという町長答弁がありました。私はそうは思いません。一般的な常識からすると、やはりこれは比例すべきではないかなと思うのでありますが、それは町長の考え方です。ただ、一般の町民がこの結果を見て、町長の考えに賛同できる町民の方がいらっしゃるかどうか問題だと思います。私はその点を大変憂慮

するものでございます。できればだれが見てもそうだろう、比例するのが当たり前だろうと、そういう考え方で、明快な指名の方法を行っていただきたいと思いますので、委員会はそのことについてどう思うのか。常識的な考え方というのについて、私の意見に対して委員会はどのような考え方なのか。そんなの全然関係ないことなのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、先ほども言いましたが、100万円以下で7社、総額が100万円ですから、そこで仕事をして利幅というものは大変小さいと思います。それに7社も入れて過剰な競争をさせて、赤字が出るような応札になってしまっても、これはいかなものかなと。業者も生活をしなくてはいけないということは、利益を上げなくてはいけないということです。小さな金額に7社も入れて、400万円以上の4倍もの方に5社しか入れない。やはりおかしいだろうと思うのが普通ではないかなと。ですから、町民が見て疑問が出るような形態はちょっと考える必要があるのではないかなと思いますので、そのことについても聞きたいと思います。

それから、報告書の件であります。これは多分特殊な建物というのはどこを意味するかわからない、学校あたりかと思いますが。120万円だったから変だという話を私はしているわけではないんです、町長。私が聞きたいのは、120万円でもできたんだから、そもそも260万円の設定が変ではなかったのかなということなんです。120万円でも応札してただけなのに予定価格が265万円というのは、予定価格がちょっと間違っていないかなということなんです。取った業者さんは努力していることはわかります。でも、半値以下で取れるという実績があるので、やはりこれは設定が、入札価格の予定価格に疑問があるということで聞いておりますので、それを答弁していただきたいんです。もう少し低く設定もできたのではないかなということなんです。それは節税につながるのではないかなという考えで聞いておりますので、答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それから、バイパスの問題であります。補償の段階で、ある町民の方のケースからいいますと、私が間に入って話を聞きますと、どうやら交渉する機会が少ないようです。例えば、3月に町との交渉を1回持って、その返答が5月に書簡で来た。それ以降11月まで全く話し合いの場がなかった。それではなかなか進まないだろうと思います。ですから、交渉事は三顧の礼ということもありますが、こちらは買いたい方、向こうはそれに応じるかどうかという立場ですから、やはりこれは行政の方からちよくちよく出向いて行って、何とかお願いする姿勢を見せながら努力する姿勢をぜひ見せていただきたい。話す内容がなくても、あいさつだけでもいいのではないかな。そういうところから信頼関係を築いて、交渉がうまくいくようにぜひ前向きにやっていただきたい。もう話し合いが全然決裂して話し合うこともないんだというまま放置されても、物事は進みません。ですから、話し合いが仮になくても、行って顔を見るだけでもいいから、交渉の場をつくるようにして、ちよくちよく足を運んでいただきたいと思いますので、ぜひそのような方向で考えていただ

きたいと思います。

それから、町民融和についてであります、運動会は1カ所で、おまつりは何カ所にも分かれています。観光協会もいろいろ考えているんだろうということがありますが、私、常北、七会合同の町民まつりに足を運んで、土曜日でした、お昼ごろだったんですけども、出だしがちょっと少ないなど、日曜日はわかりませんが。それで思うのは、やはり1カ所でやった方が集まるのではないかな、にぎやかにできるのではないかな、費用も1回で済むのではないかなと。それで、常北だけでやれとは言っていないです。ですから、ことしは常北、来年は桂地区、再来年は七会と、会場をかえて足を運んでもらう。行った先々で理解してもらおうというのも一つの方法ではないかなと思いますので、もう一度考え直していただいてもいいかなと思いますので、提言だけいたします。

それから、水道料金、私も町長がわざわざ地元の料金を上げないんだというわけではないと思っています。ただ、そう思っている方がいらっしゃる。というのはなぜかという、町長が私に説明してくれたような情報を開示しないからわからないんです、町民はなぜそうなのかが。それを説明すれば納得していただけるし、こういう誤解はないだろう。だから、情報の開示をしていかないと、今こういう現状でこういうふうな流れがあって、これをこういうふうに解決するように向けていますよという広報を、一度もしていないのではありませんか。だから、そういうことをすべきではないかと。私は聞いているのではありませんか、情報の開示がないように思いますと。情報の開示をしていくという答弁が本来はあってもいいのではないかと思います。

ですから、ぜひ私ここで早口で読んでいって、聞き取れなかったということはないと思うんです、私は1週間前にこの文書を出しているのです。とても残念なんです。ですから、誠意を持ってお答えを願いたいと思います。

以上、2回目を終了します。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 玉川議員からの第2回目の質問であります。

第1点目の平成20年度の予算編成について、これについては、4.2%という数字は交付税の減額の予想額でありますので、その分が予算全体が減るという意味ではございません。中間で申し上げましたように、90億円は下回るという予算編成で平成20年度はいくのかなと、そういうふうに思っておるところであります。どうかご理解をいただきたいと思ます。

それから、人件費の減による額とか、そういう問題につきましては、担当課長からご答弁申し上げたいと思います。

また、公共施設整備基金等の用途について、もう少しお知らせ、住民に周知をするような方法をとってはどうかということでもありますので、そういう趣旨に沿いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、税の問題であります、タイヤロック、そういう問題につきましては、担当課長の方からお答え申し上げたいと思います。

これは関連して「なるべく」という言葉の問題かと思いますが、そういうことではなくて、職員心を1つにしながらかできる限り頑張っている、そういう考えでございます。

次に、町の財政状況のお知らせ、これにつきましても、機会があれば、またいろいろな広報、そういうものがありますので、財政状況の報告、そういうものもありますので、私ももう少しわかりやすく書けばいいなと思っておるところでありますので、そういうことの趣旨に沿いながらやってまいりたいと考えております。

次の個別指導の効果の問題、それから、授業時間の確保、テストが多すぎるというふうな問題、また、塾の考え方、それについては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

それと、福祉の現物支給につきましては、マル特の小学校6年生までにつきましては、古河市と神栖市、それと城里町と3市町だけあります。そういう中で、神栖市で現物支給をやっているということで、肩を並べていくということはなかなか調整がとれるかどうか、その辺が一番問題かと思っておりますので、そういうものを検討しながら、前向きに検討してまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

それから、高齢者バスにつきましては、先ほど申し上げましたように、高齢者団体からもそういう要望が出ておりますので、前向きに検討してまいる考えであります。

次に、メタボリックシンドロームの個々に指導するというふうな問題であります、これについては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

次に、指名入札の地元の参入の話であります、曲げているということでは私はありません。考え方は、基本的には前回ご答弁申し上げておる内容であります、私は、町民全般、町全般の考え方を示したつもりでありますので、特定な業種とか、特定な業者ということではなくて、全体で申し上げたわけありますので、その辺は十分ご理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。

それと、指名委員会の件につきましては、指名委員長の方からお答えを申し上げたいと思います。

それと、120万円の委託業務の話であります、予定価格が高過ぎるのではないかと、高く設定をされたのではないかとありますが、予定価格は積算された資料に基づいて、適正な範囲の中で予定価格を決定をしておりますので、私は高過ぎたというような感じは持っておりませんが、今後内容等も十分検討しながら、予定価格等の設定も行っていく必要もあろうかと思っております。

それから、おまつりの件であります、後でこれらを検討する機会もありますので、そういうご提言も受けながら、今後の運営のあり方、もち方、そういうことについて検討をさせていただきたいと思っております。

それから、水道の料金の問題であります、確かに情報を開示するといいますが、流す、その不足があるやにも思っております。水道審議会等もありますので、そういう中で通じながら、町民のご理解をいただきながら、最終的に融和を図るような水道料金の調整をしてみたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 教育長。

教育長（三村亮一君） いわゆる支援員の資格の云々の話で、教育の資格がある者は排除されるのかというふうなお話もありましたけれども、私は全くその考えは持っていませんし、今初めてそんな考えがあるのかなと思って伺ったところでございます。ただ、特別な深い理解のある者がそこについていないのではないかという話もありましたけれども、全く初めて雇ってきたというふうな関係もありますので、ここについてくれた方が、専門的な指導ができるのかどうかという疑問も確かにないわけではありません。ただ、やはり経験の中で、あるいは担任の先生との話の中で、ここはこうしてほしいんだというふうな事の中で、支援員が研修を深めていただいて、指導に当たってもらおうということが一番大事な事ではないかというふうに思っています。

ただ一方で、この支援員についての県全体の研修もあるという話もあったんですが、これについてはいまだ何の連絡もなく、スタートしたまんまになっているというのも実態であることをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、授業時間の確保というふうなことで、水戸市が夏休み、あるいは冬休みを短縮しているのではないかというふうなお話がありました。確かに私の手元にある資料では、水戸市は夏休みを3日、冬期休業を1日短縮するというようなことなんですが、実際にここに土日が入ってきているので、必ずしも4日短縮ということにはなっていないようでございます。これは水戸市は平成16年度から、それから、平成18年度から日立市で2日間、鹿嶋市で3日、ひたちなか市で冬期休業を2日短縮すると。それから、平成19年度は牛久市の方で夏期休業を2日短縮するというような措置はとられておりますけれども、他の市町村については、現在のところ、これについての動きはないというふうに、教育長会議なんかの中でも話を聞いております。

それから、民間人を雇って学校を塾に開放してはどうかというふうなお話なんですが、非常に難しい問題があるというふうに私は思っています。1つは、この民間人というのをどういうふうに考えていらっしゃるのかはちょっとわからないんですが、放課後児童プランというふうな中で、いわゆる団塊の世代が退職を迎えているんだから、そういう人を使ってやれというふうな話も、国の方の施策としては出ているんですが、城里町を考えた場合に、退職をされてこの仕事を受けてくれる方が1人もいないというのが現状でございます。勸奨退職でやめた方は、介護しなければならない人がいるとかというふうなことも非常に大きな問題として出ていますので、そういうことで、人員の確保も難しいんですが、

それ以上に学校間の格差も考えなければならないというふうなことで、教育委員会としては、現在のところこれについては意思は持っておりません。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 先ほど玉川議員からのバイパスの問題でお答えを申し上げたいと思います。

バイパスについては、常に住民の方と信頼関係を持ちながら用地交渉を進めていくようにということではありますが、まことにごもつともな話であります。実は、きのうの午前中、私も県道の交渉に行っていました。これは10年来なかなか決まらないで、県でも、もうきょうで打ち切るというような話がありましたので、いや、そうではなくて、私も行くからということ、そういうことで話をつないで、もう少しお互い理解し合いというようなそういう方向に持っていこうということ、きのうの午前中、実は行って来たんですが、やはり何回も行き会って信頼関係を持っていく、そして、お互いが理解し合うと、そういうことが一番大事なのかと思っておりますので、そういう精神で用地交渉なり何なり、やはり対住民に対しては当たってまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 総務課長。

総務課長（田上 勤君） 玉川議員さんのご質問でございます、14名の職員の減によります人件費の減少の額はどのくらいになるのかと、こういうご質問かと思えますけれども、14名概算試算しましたところ、1億2,400万円程度になる見込みでございます。

議長（小林 宏君） 税務課長。

税務課長（山口充彦君） 玉川議員さんの収納税関係でございますが、これにつきましては、ご指導のとおり、強い文言を入れながら、それと差し押さえ等も含みながら進めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（小林 宏君） 保険課長。

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの特定健診についてのご質問にお答えいたします。

特定健診につきましては、現在、茨城県国保連合会等と協議を重ねまして、特定健康診査等実施計画書の素案を策定中でございます。特定健診の結果から内臓脂肪の蓄積を初めとした疾病リスクを自動判定いたしまして、受診者に保健指導を効果的に実施するため、積極的支援、動機づけ支援、情報提供ということに振り分けを行いまして、特にこの中で必要度が高いと判断される方をさらに抽出をいたしまして、優先的に保健指導を実施する予定でございます。

内容につきましては、現在検討中でございます。

議長（小林 宏君） 副町長。

副町長（岩間伸博君） 玉川議員さんの業者の指名の進め方というようなことでございますけれども、担当課、それから、指名選考委員会、請負業者選考委員会におきまして、業者の実績、それから、技術的側面、また、その業者の規模、そういったことを勘案いたしまして、業務の遂行の能力の程度を判断し、業者を選定しているということでございます。

したがって、そういう工事、それから委託業務の内容等によりまして、業者数については、ある程度変動がある場合もあるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 答弁漏れはありますか。

〔発言する者なし〕

7番（玉川台俊君） 特になければ。

議長（小林 宏君） 玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 早期退職者の方々が合計で14名、金額にして1億2,400万円削減ということで、かなり効果が大いことかなと思います。改めて敬意を表したいと思います。

そこで、これはちょっと余談であります。私は常日ごろ、職員の削減と大変申しわけない思いで聞いております。それでなんであります。我々議会もちょっと削減しなくてはいけないかなというような考えを持ってはおりますが、なかなかその機会がないのかなと思います。そこで、私は思うのであります。議会と執行部は車の両輪だということがありますから、そのきっかけを町長が議会の方に要請するという方法もあるのかなと思います。私が思っているだけでありますので、そういう方法もあるのかなと思いますので、ちょっと聞いておいていただければと思います。その後は我々が判断するというのでありますので、そういうことも必要なのではないかなと思います。

それから、メタボの話であります。健診結果によってという前提がありました。ただ、町の健診について、たまに患者さんに聞くんですが、町で健診を受けたときがあるんですか。というと、受けていないという方がたくさんいらっしゃる。それが問題にならないかということなんです。健診を全員がされていけば、その健診結果によって自動的に方向性が示されるのであります。受けていない方が結構いらっしゃる。それが問題だと。そのことをもう一度、次回はいろいろ対策を考えていただければなと思いますので、受けた人を前提だけではちょっと抜けているのではないかなと思いますので、受けていない方の対策も必要ではないかと思っております。答弁は結構であります。

それから、公共事業、委員長の答弁を受けましたけれども、事業規模とか、そういう話が出ました。職員の人数とか、そういう話がありました。この11回同一業者が抜けております。今年度は金額が幾らかかると、1,000万円以下が多かったのではないかなと思います。しかしながら、この業者は、平成17年に2度ほど1,000万円以上の指名を受け

ております。ですから、その指名が漏れている。なぜか知らないけれども同一業者、その業者が、その会社の規模が小さいとか、能力がないとか、そういうことで判断されているとはにはわかには信じがたいし、そういうことを指名委員長は把握しているのかどうか、甚だ疑問でありますし、それを認識していれば、今のような答弁は私は間違っていると思います。

ですから、例えば、11月初めに行われた100万円以下の入札、これは7社です。それで、15日前後でしたか、これが400万円近くで5社、このときに新しく業者がぼんと入って、そのうち1社がぼんと運よく取りました。そのときに、町内2業者は結構取っているの、もう手が出せないだろうという中で、新しい業者が入ってそれが取れたというふうに見えるんです、私の目には。だから不思議なんです。ですから、新しくぼんと入ってぼんと取れてしまう。ですから、その町内業者が3社あるということは、もう3社しかないんですから、その業者は1回も取ったときにはないから手はあいているんです、当然のごとく。それをなぜか担当課の方では、頭に入っていないんでしょうね。ですから、新しい業者がぼんと出てくる理由も私は何かなど。何を選考して基準に考えているのかなということなんです。

ですから、私が想像するのは、何らかの職員がその業者が気に入っているのではないかなど。防衛庁の話ではないですけれども、そういうことも容易に考えられる。だから、不透明と私は思います。これは私個人の考えであって全部とは言いません。ただ、私の考えに賛同していただける町民は多いと思います。これは私が変だと思う執行部が多いか、私の方に賛同してくれる方が多いか、一遍投票してもらっても結構ですが、そういう考え方がされてしまうというようなことはないようにしていただきたい。

以上で、3回目を終了します。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 玉川議員からの第3回目の質問でございますが、職員の削減に伴って、議員定数の問題についても執行部の方から建議してはどうかというご質問でございますが、先例、それからほかの例、そういうものも十分検討をさせていただきたいと思いますが、やはり議会みずからがやっていたくのが、私は一番筋道かなと思っております。

それと、健診を受けるようにというふうなことでありますが、健診を受けている人はそれぞれ自分の健康に注意をしている、全然受けないでいきなりという人もおりますので、そういうことについては十分担当課の方で指導するように命じてまいりたいと考えております。

なお、指名の問題、そういう問題につきましては、透明性を保ちながら、公平性を保ちながら、今後とも執行してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで、3時まで休憩いたします。

午後 2時 分休憩

午後 3時04分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。まず最初は、農業用廃ビニールの問題についてであります。これは環境問題の視点から質問をさせていただきます。

地球温暖化による環境破壊が地球規模で起こっており、そのことが自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることは、背景に環境保全対策が急がれております。過去50年間における地球温暖化の主な原因は人間活動だといわれます。専門書によると、世界じゅうの人々が日本人と同じレベルの生活をすれば、2.7個の地球が必要となってくるといわれます。危機的な地球環境は今後もますます悪くなると予測されており、温暖化に一人一人が関心を持ち、さまざまな視点から取り組まなければならないといわれております。人間活動の拡大で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減していかなければなりません。エネルギー使用料の最たる企業からの二酸化炭素の排出抑制はもちろんのことですが、一般家庭からのごみの減量化、二酸化炭素の削減も求められている現状で、農業用ビニールの廃棄処分法について伺います。

特にリサイクル回収されないビニール等はどのようにして処分されているのかを伺いたいと思います。

次に、2点目は、遊休農地についての質問に入ります。

農業従事者の減少や高齢化、後継者不足の一層の進展、農産物価格の低迷など、今農業・農村を取り巻く情勢は、多くの課題を抱えております。2005年に策定された食料農業基本法で、食料自給率40%を45%に向上させるために、450万ヘクタールの農地の確保と耕地利用率の向上を目標としたにもかかわらず、自給率は既に40%を切っており、主要先進国では最低の水準にあります。

かつてアメリカのブッシュ大統領は、国内で食料自給できない国は、国際的圧力と危険にさらされている国だと発言したといわれておりますが、まさに我が国は生存権を脅かされている国であることを認識しなければならないと思います。

この自給率向上を図るためにも、農地の確保と有効利用を考えなければなりません。農業委員会は農地の番人として、毎年、農地のパトロールを実施しておりますが、ふえ続ける耕作放棄地の拡大と荒廃化など、その抱える諸問題の解決の妙案は完全とは言い切れな

いのが現状でございます。個人保護条例の絡みから、有効な方法が見えぬ状況にあると考えます。耕作放棄地、遊休農地の解消は、個々の農家、土地所有者の努力、取り組みだけでは限界にきております。町の基幹産業である農業衰退の実態、遊休農地の拡大を、地域、町の課題として行政が主体となり、農業・農村の再構築に取り組む時期にあるのではないかと私は考えます。

希望の持てない現在の農業の実態、かけがえのない農地が耕作放棄され、遊休農地となっていく現状をどうとらえているのか、遊休農地の解消対策等について、町長の所見を伺います。

農業は工業製品のように技術革新で生産性を大幅に上げることは難しいし、自然の気象を相手にした農業を、商工業のように効率化や経済性の論理で農政改革することに、私は大変な不安を覚えるのであります。近い将来、食料難の時代が来るといわれており、安全・安心の農業生産を目指し、関係団体と連携を密にし、解消対策を検討すべきと考えます。

遊休農地が発生・拡大するとその影響は大きく、1年耕作放棄すると、復元するには大変な労力と経費がかかってしまうばかりでなく、病害虫の発生や雑草の繁茂、用排水路の管理が難しくなるなど、周囲への影響力が大きく出てまいります。農地の遊休を防ぐためには地域の問題としてとらえ、問題意識を持ち、地域全体で取り組む必要があると考えます。

遊休農地の解消対策について、町長の所見を伺って、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からの一般質問について、ご答弁を申し上げます。

第1点目は、農業用ビニールの処分法についてということでありまして、リサイクルできないものの取り扱いはどうするのかということでありまして、施設園芸等の進展によりまして、農業用の使用済み廃プラスチック、そういうものについては、毎年、多量に排出されておりますが、この処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、使用者である農業者がみずからその責任において処理すべきものと、そういうふうに定められておるところであります。

しかし、これらのものにつきましては、農業者が個々に処理することはなかなか困難であります。市町村においては、社団法人をつくりまして、園芸茨城振興協会、そこに委託をして、回収する作業を行っておるところであります。

本町においても、毎年1回、農業用使用済みのプラスチック、農ポリ、農ビニール、これらの回収をしておるところですが、それらに対する回収の組合に参加するための農家、これについては、登録者が49名しか町内ではおりません。平成18年度には、2月20日と22

日に実施をいたしました。農ビニールが1,814キロ、農ポリが同じキロ数1,814キロを回収をいたしました。しかしながら、協会の回収対象となるものについては、可能なものに限定をされまして、回収をしてリサイクルできるもの、それを出せるだけであります。しかし、リサイクルができないものについては、いわゆる産業廃棄物のような形で処分をしなければならないと。それらに登録しておる者がやはり49名しかいないんです。そういうものですので、それよりもっとたくさん、回収ができないで野積みになっておるのが現状かと思えます。

このような中で、本町としましても、農業用使用済みのプラスチックが野焼き等によって処理されているようなことがないように、適正処理の啓蒙啓発を行いながらそれらに加入をしていただいて、使えるものはリサイクルに出していただくと。そして、処分をしていただくというようなことについて、進めてまいりたいと思えます。

また、その取り扱いをされない廃棄物、これについては、今後関係機関、関係各課、それらが連絡を取り合いながら回収をして、処分できるような方策を考えてまいりたいと考えておるところであります。

次に、遊休農地対策についてであります。耕作放棄地の増加をどうとらえているかということでもあります。

議員ご指摘のように、確かに農地が荒れてまいりました。戦後の食料のないころ、運動場まで耕した時代を考えると、非常に寂しい気がするわけでもあります。米価の低迷、畑作の収益の低下による安定した収入が得られない。なかなか担い手がない。所有者は高齢化し、耕作が不可能になっている。また、県外や不在地主といいますが、地元にはいない方が土地を所有しておる。そういうケースがかなり広がってきているのかなと思っております。

本町の農業は、中小規模の兼業農家が大多数を占めております。農業者の声としては、安定収入があってこそ持続可能である。これは当然のことではあります。担い手の確保・育成、小規模農家も含めた担い手を支える地域社会の活性化、基盤強化が少しでも図られ、耕作放棄地の解消につながっていくようなことにはないかと考えておるところであります。

耕作放棄につきましては、隣接の農地、また、周辺の住宅、そういう環境にも影響を及ぼすものであります。農地のパトロールなども農業委員会で実施をしていただいておりますが、所有者への草刈りのお願い、そういうことも行ってはおりますが、なかなか100%実行をしていくというのは難しいことではあります。町としても各JA、農業団体、そういうものと連携を図りながら、集落営農組織、認定農業者の育成、そういうものを通じながら、農地合理化の事業を推進して、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、遊休農地の解消対策に行政として施策は考えているのかということではあります。

平成19年12月6日付で、これらにわたって農業委員会からも建議も出ておりますが、遊休農地対策は、やはり城里地域ばかりではなくて全国的な問題かと思えます。担い手を守っていくのがいかに農地を守っていくか、それに通じると思っております。茨城県においても、茨城県農業改革の進展期を迎えており、担い手育成支援、優良農地の確保対策と担い手の農地利用集積の推進、食料の安全確保、そういうものについていろいろな施策に取り組んでおります。それらと連携をしながら、町としても進めてまいりたいと考えております。

特に中山間地域、ここの城里町あたりの場合には、いろいろな農地拡大、農地の耕作面積の拡大、そういうものにはなかなかいろいろな困難が伴っておるわけでありましたが、中山間地等の直接支払制度、こういうものも利用しながら、安定的な農地の農業生産の活動、遊休農地の解消等に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

また、新しい国の施策として、本年度より農地水環境保全対策事業が実施されております。これにつきましては、この事業は、農家非農家を問わず地域住民が一体となって農村環境を守っていくと、そういう事業であります。それらの活動の結果、遊休農地の解消にもつながっていくものと思われませんが、本町では、2地区がそれらの取り組みに手を挙げて、取り組みを予定しておるところであります。そういうものを通じながら、農村環境の保全に努めてまいるといってございませう。

以上で、第1回目のご質問に対するご答弁とさせていただきます。と思えます。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） 答弁ありがとうございました。

農業用の廃ビニールなんです。町長が答弁されたように、茨城園芸リサイクルセンターで廃品回収をしております。システム上しておりますが、実際、農業用のビニールで回収されるものはほんのごく一部であると。契約は年間1,000円の契約登録をしていますが、実際、回収日に持っていったときに、これは土がついているから回収はできないよと、あるいはビニールが焼けている部分があると、それも回収できないよと。規定に従って回収日に提出しても、実際、その場で返品をされてしまうということで、何とかならないかというふうなそういう提言が、私の耳元に届いておりますので、今回、その回収されない農業用廃ビニールが、現実には野焼きです。回収されないから、持ち帰った後で、畑や山のすそで燃しているのが現状であります。

そういうしていることは、ある程度黙認はされているのが現状ではないかと思うんですが、農家の方々がビニールやポリエチレンの野焼きに対して、どのような環境汚染をしているかというそういう認識が多分薄いのではないかなと思っております。例えば、塩化ビニール1キログラムを焼却しますと、二酸化炭素は0.66キログラム発生する。ビニールの場合には、その3倍近いものが排出されるというデータが残っておりますので、大気中の汚染、そういうものにつながるということで、やはり野焼きは絶対にいけない。いけない

ことは承知でも回収されないものは農家の方々はどうしようもないわけです。ですから、私が申し上げたいのは、その回収されない廃ビニールを、町としてこれを専門の環境センターへでもまとめて回収してやる手だてはできないのかということあります。それをしない限りは、いつまでたっても家庭からのごみやその他のものと一緒に野焼きで、この廃ビニールは処分されてしまうということになりますので、そういう野焼きを防止し、環境汚染を防止するためには、やはり次のステップに私は踏み込まなくてはいけないかなと思っております。

リサイクルセンターでは非常に基準が厳しいですから、農家の方々には回収日だからといって持っていても、なかなかこちらの思うようには回収されない。非常に厳しいです。土がついているということでだめなんです。きれいに洗って何十メートルもあるようなビニールを、どうやって農家の方が洗ってその回収日に出すかということは、非常に至難のわざでありまして、農業用には当然土もついているのは当然であります。それを回収されないということは、農家の方々にとっては、もうなすすべがないということになります。

それから、ハウスなどに使っておりましたビニールは、縁取りがしてありますから、あの縁をついたままでは回収はしてくれない、きれいに縁をくまなくはさみかなんかで切り取りまして、きれいにした状態でないと回収はしてくれないというのが、これが現実でありますので、農家の方々はそのまではやってもらえないし、非常にこれも難しいということでもあります。

農家の方々の意識というもの、農業用ビニールが産業廃棄物であるという意識も薄いこともありますけれども、やはりそういう実態を町で把握している以上、手をこまねいてはますますこの環境汚染につながっていくのではないかなと思っております。そういうことで、何らかの次の方策を考えてやる必要があるかなと思います。あくまでも、すべて行政がではなくて、農家の方々にもそれなりの応分の負担はしていただきなりして、この廃ビニールを野焼きは絶対にさせないというような姿勢を、町としてやっていく必要があるかなと思います。

それがない限りは、皆さんのこの家庭の隅々で野焼きは続いて、環境汚染はさらに悪化するということにつながるのではないかなと思いますので、何らかの方法を考えるべきではないかなと、大変私もこの農業用廃ビニールについては、危惧を感じておりますので、改めてその方法をご検討いただければと思います。

次は、遊休農地の件でありますけれども、今全国でこの遊休農地、非常に全国的にも拡大しております。平成17年の統計ではおおよそ38万5,000ヘクタールということで、東京都の約2倍の面積が全国で遊休農地に拡大しているというそういうデータがございます。農業委員会でも、この12月中も各地の農地をパトロールしておりますけれども、耕作放棄地に対しては、農業委員会の役割として所有者に対して指導を行っております。しかし、いろいろな事情で、例えば高齢で放棄してある農地は、これ以上の手は加えられないとい

う高齢者のために農業委員会の指導に応じられないという現状、それから、病気でとても遊休農地に手を入れたり、手を加えたり、草を刈ったりというようなことはできる状況ではないんだよという、病気で農業委員会の指導には応じられない事情、それから、先ほど町長が申されたように不在存者、つまり相続で土地をもらっているけれども、町内には住んでおられない、そういう方がいらっしゃいます。そういう方が、つまり農業委員会の指導にも応じてもらえない。それがためにだんだんと農地は荒廃していくということであります。

そこで、この遊休農地、草刈り等もある程度ボランティアの人たちがやるということもありますけれども、それは一時的でありまして、いつまでも続くことではないんです。この費用に換算してみましても、そのつくっていない遊休農地を土地の所有者が草刈りにお金をかけるということは、とても考えられない。そこまで経費はかけられない、もう半ばその農地をあきらめているんだというようなそういう事情もございます。ですから、そういう遊休農地を、農業委員会の指導に応じないそういう地主さんに対して、やはりこれは行政で勧告なり、町長の権限で何らかの指導が必要かなと思います。

認定農業者の育成とか、集団営農の推進だとか、そういう方策もありますけれども、現在、町内には認定農業者は38人なんですよね。旧常北、旧桂、旧七会を入れても、常北地区では12人、桂地区では14名、七会地区は12名と認定農業者は38人なんですけれども、この認定農業者の方々も高齢化しておりまして、聞くところによると、もう手いっぱいこれ以上耕作は拡大できないというような話を聞いております。そういうわけで、この遊休農地を有効に活用するためには、やはり行政がある程度指導権を持って、この遊休農地の解消には対策を講じなければならないかなと思っております。

1つの方法として、各農業委員会でもいろいろな知恵や工夫をして市民農園だとか、学童農園だとか、いろいろ開放するところもあります。先日もテレビ報道してありましたけれども、大子町でも大胆な発想をしまして、20年間土地を無償で貸し出すと、そういうような行政の施策も報道でされたようですけれども、やはり将来、食料難を目指してこの遊休農地を一度荒らしてしまいますと、もう二度と再現は難しいというようなことを考えれば、今のうちにこの遊休農地の拡大を阻止するというこういう施策をしっかりととらなくてはならないかなと思うんですが、もう一度その点で、町長にこの拡大の阻止と解消対策、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 三村議員の第2回目の質問であります。廃ビニールの最終処分の話であります。先ほど申し上げましたように、リサイクルされるものはそれで回収ができる。非常にそこまで出すのに、洗ったり何か手間もかかるし、そのまま持っていくと回収されない。それが最終的に野焼きに使われたり何かして、環境汚染につながると。確かにそのとおりかと思えます。

これらにつきましては、最終の回収されないもの、これらについては、いずれにいたしましても、使用者がみずからの責任において処理すべきものではありませんが、やはり広く考えていくと、そういうものをどう連携を取りながら解消していくかということが大事かと思えます。町内においても産業振興課、また、農業委員会、町民課、広域の事務組合、そういうものもありますので、そういう関係、町内の関係者、また、県や何かとも協議をしながら、どういう方策があるのかと、そういうプロジェクトチームといたしますか、研究会みたいなものをやりながら、対応をするように当たってまいりたいと考えております。

最終的にはそういうものについても、排出者の負担ということも私は必要かと思えますので、そういうことも十分視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

それから、遊休農地の問題であります。所有者に対しての勧告、そういうものもあるし、また、草刈りをボランティアがやると、議員おっしゃるとおり一時的なものになるのではないかとそういうふうに思っております。そうかといって、町が代執行で草を刈るということで、やはりそれも県外や何かの方もおりますので、代執行でやってもお金をもらえなければ刈るだけだということにもなりかねないということで、その辺は私は慎重にやらなければならないのかなと思っておりますが、現在、農業そのものも大きな転換期に入って、大農主義といたしますか、終戦前のような小作と地主の関係ではありませんが、所有者と利用者といたしますか、利用権に重きを置いたような改革がなされてきつつありますが、私はそういうことは当然であると思えますので、そういう中で、やはり国そのものが法整備を進めて、所有権はあるが利用権はないとか、私はそういう整備が必要なのかなと、そういうふうに考えております。終戦直後の農地開放の場合は、所有権を放したわけですが、現在の状況から考えると、所有権はあるが利用権は利用する人の立場に有利なような、私は国もそういう整備をしていくべきだと、機会があれば提言をしてまいりたいと考えておるところであります。

一例を挙げますと、昔ならば、新潟県の方の地主は1,800町歩も一人で持っている。1,300町歩も持っている。そういう以前の農家を見てまいりましたが、やはりそういう地主と小作の関係ではなくて、耕作者と所有者の関係と、そういうことで私は大きな政策の中で取り組んでいかなければ、これは日本全国の問題ですから、城里町だけのいい案があれば取り入れるべきであると思えますが、そういう中で、今後の農地の荒廃、これらについても十分町としても考えてまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、農業委員会からも建議が出ておりますので、農業委員会ともどもやってまいりたいと考えておるわけでありませう。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） 最後の質問でありますけれども、町長には、大変この廃ビニールの件につきましても、各関係機関と連携を取って前向きに検討していただくというあ

りがたいお言葉をいただきました。この環境汚染は何としてもこれ以上汚染をさせないためにも、あちこちで燃されております廃ビニール、少しでも早く回収して、最終処分場まで持っていけるようなそういうシステムづくりをお願いしたいと思います。

ちなみに、国民1人当たりに考えますと、日本のCO₂の排出量は中国の4倍、インドの8倍にも当たるといわれております。その一端をなすこの野焼き、これは絶対にもうこれ以上させないという強い決意をもって、この廃ビニールの野焼きを私はストップさせなければいけないなと思っておりますので、ただいまの町長の前向きの検討に心から期待をいたしておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、遊休農地の解消対策であります。農業委員の中からもたびたび出ている意見であります。農業委員会だけではとても限界があるということでありまして、農業委員会や農協やそれから町が、各関係団体が、ワンフロアで1つの協議会みたいなものを立ち上げて、今騒がれております農政問題やら、それから、この遊休農地解消の問題等を専門に協議し合うというワンフロア化の体制づくりをぜひともお願いをしたいと、農業委員会から再三そういう意見が出されております。そういう件について、非常に縦割り主義ではやはりどうしてもスピード化がなくなりますので、関係者が一堂に会した専門的な知識の人たちがこの農政問題にしっかりと取り組めるような、そういう体制づくりをお願いできればと、設立をお願いできればと思うんですが、その考えは町長はお持ちなのか。それとも、それもまた前向きに検討していただけるものなのか、その辺をお伺いいたしまして、3回目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 3回目のご質問、最後の点だけだと思いますが、農協とか、行政、農業委員会、そういうものが一緒になって推進していくようなワンフロア化をとというような話であります。

実はこれは生産調整、農業振興、そういうものとあわせて前々からの話が出ておるわけですが、これは農協サイドの意向もかなりあります。そういう中で生産調整が行政から農業団体に移った、そういう中で、やはり行政も入ってワンフロアでというような話も前からもありましたが、私は緊密な連携を取りながらやっていけば、同じフロアにいらなくても仕事はできるのかなと、そういう考えを持っていましたので。それと、農協サイドからの農協の生産調整の話からですか、私のところに話があったのは、JA水戸、JA茨城中央、そういう農協が両方にありますので、どちらからもそういう話があります。そこへどういう形で人が集まるのか、集まって具体的な仕事は何ができるのかと、現在そういうものをよく検討中でありまして。本来ならば、そこへ私は県の農業改良普及所とかそういうものが入りながら、農業生産指導までやっていければどうなのかなと、そういう気もありますが、ただ単に人だけ出してもどうかなと。その辺十分もう少し検討をさせていただ

きたいというのが本心であります。どうかよろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原健一君。

〔4番桐原健一君登壇〕

4番（桐原健一君） 4番桐原健一でございます。通告順に従いまして、子育て支援について質問させていただきます。

まず初めに、妊産婦検診料の負担軽減についてお伺いします。

少子化対策が国を挙げて緊急課題とされ、平成15年7月に、少子化社会対策基本法が制定されました。少子化対策大綱には、子どもを安心して産み育てられる社会環境の整備に向けた方策が掲げられています。中でも、経済的負担の軽減が重要な課題であり、子ども未来財団の子育てコストに関する調査研究においても、妊娠から出産コストが50万3,600円、ゼロ歳児の子育てコストが50万6,000円、1歳から6歳の子育てコストが6年間で540万9,000円と報告されています。

妊婦を対象とした健康診断は14回程度必要とされているが、医療保険が適用されないため、12万円程度が自己負担となっております。子どもを産み育てる主役は母親ですが、せめて出産に要する負担だけでも軽減されないかというのが実感であります。

現在、多くの市町村が妊婦検診2回公費助成しており、本町でも2回まで公費負担しておりますが、さらに5回まで公費負担ができないかお伺いします。

次に、乳幼児医療助成についてお伺いいたします。

本町では、平成17年2月1日より、医療費について所得制限も撤廃するとともに、小学6年生の児童まで年齢枠を拡大し助成しております。県内でもいち早く実現しており、保護者の皆さんには大変喜ばしく感謝の念を抱いております。しかし、国民生活白書では、1歳から6歳までの子育てコストが6年間で340万9,800円、さらに、小学校から高校、大学までの教育費などを考えると、1,300万円かかるといわれております。これまで小学校に入るまでが一般的だった医療費の助成を、高校卒業時まで拡大する自治体もふえており、本町において義務教育期間の中学卒業まで医療費助成ができないかお伺いします。

また、中学卒業までこの医療費助成をした場合、町の負担はどのくらいの金額になるかお伺いしたいと思います。

次に、子ども用AED（子ども用電極パッド）についてお伺いします。

2004年にAEDの一般人使用が認められたものの、子どもにAEDを使用することは認められませんでした。しかし、2006年から子どもにもAEDを使用することが認められていますが、通常のAEDは大人用につくられているため、これを子どもに使うことは避けなくてはなりません。大人用のAEDは8歳以上、25キログラム以上、子ども用は1歳以上8歳未満で、1歳未満の子どもには使用することができません。

さらに、子供用のAEDは、電気エネルギー量も大人用の3分の1から4分の1の効き目になっているそうです。AEDを使うのは大人だけではありません。子供のAEDが認められた現在、多くの小学校や保育園にAEDが設置されているようです。本町におかれましても、小学校、幼稚園、保育園に大人と子どものAEDを設置し、緊急事態にも対応できるようにした方がよいのではないかと伺います。

最後に、学校給食について伺います。

最近の原油高に伴い、学校給食の食材が全国的に値上がりしております。それにより、給食センターによっては、給食を休むようなところも出ており、深刻な問題であると思います。児童・生徒に安心して安全な給食を出さなければならないと思います。それには、食材の高騰分を町では今後どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わりにします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 4番桐原健一議員からの一般質問についてお答え申し上げます。

第1点目は、子育て支援についてということで、妊産婦検診料の負担軽減について。2回の検診を5回まで公費負担できないのかということでもあります。

妊産婦検診につきましては、現在、市町村の事業として県内市町村で統一した内容で、2回を公費負担として実施しておるところであります。しかし、本年1月に、国より妊産婦健康診査の公費負担の望ましいあり方というようなことで、実際には受診回数は14回ぐらいたくやってくれ、公費負担もそれに見合ったようなことで負担をしてはどうかという指針が示されたわけであります。この指針を受けまして、市町村事業であります、県医師会、医療機関、国保連合会、それらの間で検討を進めまして、平成20年度から5回検診を行うと。5回まで公費負担で行うというようなことで、町としても5回で3万円といいますが、それらの負担をしていくということで、平成20年度からできるように努力をしてみたいと考えておるところであります。

次に、子育て支援事業のうち、乳幼児の医療費助成についてであります。

これにつきましては、小学校の就学時につきましては、先般申し上げましたが、小学校6年生までを古河市、神栖市、城里町ということで、県内では3市町で実施をしておるところであります。このうち、中学校までやっているのは神栖市だけあります。ご承知のように、神栖市は交付税の不交付団体にもなっております。それらとの財政状況がかなり違うということで、現在においては、すぐ実施することは非常に難しいと私は考えておるところであります。

また、それらの費用は幾らかかるのかということですが、そのときの医療費の状況によりますが、1,000万円弱ぐらいかと、そういうふうに試算をしておるところであります。

次に、子供用のAEDの設置については、教育委員会の方からご答弁を申し上げます。

また、(4)の学校給食についても教育委員会の方からご答弁を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長(小林 宏君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長海野勝美君登壇]

教育委員会事務局長(海野勝美君) 桐原議員さんにご答弁を申し上げたいと思います。小学校、幼稚園、保育園に子供用のAEDを設置できないかということでございます。議員ご承知のとおり、厚生労働省、平成18年4月21日に小児用のパットを使用するという事で、8歳未満、または体重25キログラム未満の小児でも使用できる機種を薬事承認をしたということから、本町におきましては、平成18年度により、小・中学校全校にAEDを設置してございます。

現在、設置をされておりますAEDにつきましては、すべて小児用パット、それから、成人用のパットの2種類が装備をされております。このようなことから、いずれの緊急事態にも対応ができる状態になってございます。

AEDの設置についてでございますが、公立幼稚園等につきましては、財政状況を十分踏まえまして、新年度予算の中で十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、原油高騰により原材料が全国的に高くなり、食材の高騰分を町では今後どのように対応するのかというご質問でございますが、現在、学校給食につきましては、特色のある献立、安全な食の提供に心がけており、3つの給食センターで努力をしているところでございます。さらに、文部省のカロリー基準を満たして、さらに地域の味、それからさらに、バラエティに富んだ献立により給養をしている状況でございます。

原油高騰につきましては、食材は厳しいものがございます。対応につきましては、毎月の献立の中で栄養のバランスを保ちながら、限られた予算の範囲内で、まずやりくりを考えてまいりたいということでございます。例えば、カロリー基準を満たすためでございますけれども、献立及び各種の食材を工夫をしながら摂取をさせるということも十分検討してまいりたいと思います。食材が高騰したからということでメニューが悪くなるとか、あるいはカロリーを低下させるというようなことがないように、最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(小林 宏君) 4番桐原健一君。

4番(桐原健一君) 1回目の質問、答弁ありがとうございました。

妊産婦検診、2回から5回へという質問ですけれども、きょうの茨城新聞にも水戸市でも加藤市長がやはり2回から5回にするというように載っておりました。いずれにしても、これは平成20年度から検討するということなので、よろしくお願いたします。

乳幼児医療費助成について、再度質問したいと思います。

町長から難しいという話があったんですけれども、昨年まで、国ではゼロ歳から3歳ま

で助成しておったわけでありまして、ことしはゼロ歳から6歳までということになってい
ると思います。それで、3歳から6歳までのこの負担というのは、恐らく700万円ぐら
いの予算があったと思うんですけども、現在、城里町の小学生が全員で1,356人、中学生
が769人ということで、半分ちょっといるわけですけども、中学生になると、やはり部
活、サッカーや野球やテニス、いろいろ部活をやりながら体力もつき、そんなに医療費と
いうか、かからないのではないかなという気はするんですけども、3歳から6歳までの
700万円という予算が今度は省けるわけなんですよね。そっちを何とか利用できないのか
なという気もするんですけども。いずれにしても、中学卒業時まで拡大して、本当に子
育て支援に熱心な城里町というアピールができるのではないかと思いますので、町長、も
う一回これは答弁をお願いしたいと思います。

議長（小林 宏君） 町長。

町長（金長義郎君） 乳幼児の医療費の助成の枠の拡大であります。先ほど申し上げ
ましたように、県内では神栖市、東京の23区なんかではかなりの数やっているというふう
に話は聞いております。しかし、枠を拡大していくのがいいのか、それ以外にも子育ての
支援の方法はいろいろとあると思うので、それと医療費の負担の問題等は、また、医療費
が無料化になると、学生だからそういうふうにかかりには行かないと思うんですが、そう
いうこともありますし、現在は医療費をどう抑制していくかと、そういう時代にも入って
いるわけですので、そういう中で、総体的に見ていくと今すぐは難しいということで、よ
くその先は検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思いま
す。

議長（小林 宏君） 4番桐原健一君。

4番（桐原健一君） では、よろしく検討の方をお願いします。

子どもAEDについても、新年度から予算で検討していくということで、これもお願い
したいと思います。

学校給食については、やりくりをして最善の努力をしてまいりたいということで、最善
の努力をしてもだめだったらどうするのかという問題なんだけれども、とりあえず、こう
いう原油高、ガソリンも倍以上になっております。各家庭皆さん大変だと思います。給食
費を上げないで済むような努力をしていただきたいと思います。

私の方から以上、質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、4番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりくださ
い。その他の議員の方は議員控室の方でお待ちくださるようお願いいたします。

午後 3時56分休憩

午後 4時19分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明12日とあさって13日は休会といたします。

次の会議は14日金曜日、午後2時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、時間厳守の上お集まりくださるようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時22分散会